

# 第2期志免町子どもの権利委員会報告書

2013（平成25）年9月

志免町子どもの権利委員会



## はじめに

志免町子どもの権利条例（以下「条例」という。）は、施行されて6年が経過しました。条例には、これに基づく施策の状況を検証し、子どもの権利を保障するための機関として志免町子どもの権利委員会（以下「委員会」という。）を置くこと（第24条）としています。

第2期子どもの権利委員会は、平成22年10月に設置され、3年間にわたり第三者的な立場から検証作業を行い、この度、その結果を取りまとめました。

この検証結果が志免町の子どもたちの暮らしに反映され、また、九州初の「子どもの権利条例」をもつ志免町において、「子どもの権利」の考え方が、子どもたち自身やそれを支えるおとなたちの意識の中に根付き、生活の中に「子どもの権利」が実践されていくことを期待します。

平成25年9月

志免町子どもの権利委員会委員長  
出川 聖 尚 子

# 目次

## はじめに

### I 第2期委員会の活動

#### 1 検証のプロセス

- (1) 委員の共通理解・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 志免町における子どもの権利に関する現状の把握 ・・・・・・ 1
- (3) ヒアリング調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- (4) 行政自己評価アンケート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- (5) 子どもの権利アンケート調査・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- (6) 子どもとの座談会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- (7) 行政との意見交換・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- (8) まとめに向けて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- (9) その他の活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

#### 2 調査・審議の結果

- (1) 総論 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- (2) 平成24年度「志免町子どもアンケート」・・・・・・・・・・・・ 16
- (3) 「子どもとの座談会」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34

#### 3 各委員からひとこと・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36

### II 資料

- 1 第2期委員会委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
- 2 委員会などの開催状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44
- 3 子どもの権利委員会だより（「広報しめ」より）・・・・・・・・ 46
- 4 「子どもに対する支援施設」の視察先・・・・・・・・・・・・ 49

## I 第2期委員会の活動

---



## 1 検証のプロセス

第2期委員会は、平成22年の10月に発足した。

### (1) 委員の共通理解

第1回委員会では、出川聖尚子氏を委員長に選出した。志免町子どもの権利条例や施行規則および志免町子どもの権利委員会の職務について確認した。

第2回委員会では、吉岡直子前委員長から第1期委員会の活動内容・総論の報告を受けた後、第2期委員会の進め方について議論した。各委員から「学齢期の子どもへの支援や子ども参加の機会作りは少ない」「今期委員会では、ある程度事業を絞ってからの検証が良いのではないか」「具体策まで出すのは難しい」「志免の子どもたちの現状把握が必要なのではないか」などの意見が出された。

検討の結果、全体の把握を行った第1期を受けて、第2期はテーマを絞って検証し、子どもたちの現状把握のためにアンケートなどを行っていくこととなった。

### (2) 志免町における子どもの権利に関する現状の把握

委員会では、志免町における子どもの権利に関する現状把握のために、各回の委員会において以下のような活動を行った。

#### 1. 第3回委員会

「子どもの権利保障」の実態把握のため、事務局よりこれまでに志免町で実施された「次世代育成支援に関するニーズ調査」における子どもの権利条例に関するアンケートや「子どもの権利フェスタ」のアンケートなどの説明を受けた。

委員からは、「志免町子どもの権利条例」の認知度は上がっているが、「相談室（スキッズ）」の認知度は下がっている。「『志免町子どもの権利条例』について、内容を学ぶ機会がないのでは」「保護者への啓発はどのように行っているのか」などの質問が出された。

#### 2. 第4回委員会

「子どもの権利」の検証をすすめるにあたって行政の現状を知るための「行政自己評価シート」の作成について検討した。様々な意見を聞くために自由記述欄を加え報告書に近いものとし、後日配布・回収を行った（平成23年8月2日配布、同月26日回収）。

次に「検証の対象」を「学校の子どもの権利に関する取り組み」と「子どもにやさしいまちづくり」に絞りそれについて協議した。「学校」については教育長、学校教育課、学校長との話し合いから始め、「子どもにやさしいまちづくり」については子どもの意見表明や子どもへの情報提供、子どもが自らの考えで参加できているかなどについて、まず現状を調査することとなった。

### 3. 第5回委員会

志免町子どもの権利代表救済委員・安部計彦氏より「平成22年度子どもの権利救済活動」の報告を受けた。また、NPO法人スペース<sup>でぐんぐん</sup>deGUN<sup>2</sup>代表・百田英子氏より「平成22年度子どもの居場所（リリーフ）の活動」の報告を受け、それぞれ質疑・応答を行った。

子どもの権利救済活動は、「子どもの権利」を守るために子どもと保護者や学校間との調整役（通訳のようなもの）として機能し、リリーフは安心安全な子どもの居場所として機能している。

### 4. 第6回委員会

各課から回収した「行政自己評価シート」をもとに第5条（子どもの権利の日）と第7条（安心して生きる権利）に関連する事業を持つ担当課からの行政自己評価内容について事務局より説明を受けた。

また、第2期子どもの権利委員会の具体的なテーマは、「子どもは参加・意見表明についてどう思っているのか」と「支援者（大人）は参加・意見表明についてどう思っているのか」に決定した。

### 5. 第7回委員会

第6回委員会で決定したテーマの検証をどのような方法で行うのかを話合った結果、子どもと「子どもに対する支援施設」の関係者からのヒアリング、小学生と保護者からのアンケート（小学生のアンケートは平成25年3月4日～11日実施、保護者については実施できなかった。）を取ることであった。町内にある「子どもに対する支援施設」について子どもの年齢、状況などによって整理し、関係者にヒアリングを行うための視察先について議論した。

### 6. 第8回～第10回委員会

「子どもに対する支援施設」を視察してヒアリングを行った。視察先として候補となった施設は49ページ資料4のとおりであるが、委員会で協議したうえで対象を絞って視察を実施した。各会での視察先は（3）記載のとおり。

### 7. 第11回委員会

「子どもにやさしいまち」（「子どもの意見をくみ取る仕組み」）の状況をどのように把握するかを協議した。具体的には「子どもの権利相談室」と「学校」を利用している子どもたちに「子どもの意見をくみ取る仕組みがあるか」ということについて意見を聞くこととなった。

### 8. 第12回委員会

志免町子どもの権利救済委員・調優子氏より「平成23年度子どもの権利救済活動報告」を受けた。「おとなへの不信感を持っている難しい子どもが増えていて、子どもの権利相談委員が傾聴することにより、子どもが力を得て元気になり、日常の生活に戻っていきけるよう活動している。子どもの権利救済委員会は第三者機関なので、学校が

相談しやすい教育相談室と子どもが相談しやすい権利相談室との連携は難しい部分があり、出来ていないのが現状である。小学校にはスクールソーシャルワーカーがいないので、どの校区の子どもたちも相談できるように相談室の学校との連携や機能拡張を検討している」と報告があった。

続いて、相談委員の林田あつみ氏、嶋崎景子氏、糸満千雅氏より「子どもの権利相談室での子どもたちについて」報告を受け質疑・応答を行った。「『子どもの権利相談室』に来室している子どもひとりひとりに向き合って傾聴し、その時間を大切に過ごしてもらえるようにしているのが良かったのか来室する子どもの数が増えた。第三者機関というのが大きな魅力でもある。悩みを抱えている子どもほど来室頻度が増す。相談室では『ありのまま』その子を受け入れようとし、自然に話してくれるのを待つ。接するなかで『何か悩んでいるのでは』と感ずることもある。大人との関わりや子ども同士のつながりを助けていけたらと思う」という内容だった。

#### 9. 第13回～第16回委員会

「子どもにやさしいまち」について検証するため、直接子どもの声を聞くこととし、その方法として、アンケートを実施するとともに、そのアンケート結果を踏まえて子どもたちにインタビューすることが決まった。

「志免町子どもアンケート」については、「子どもにやさしいまち」という視点から質問項目の対象、内容や実施時期についての検討を行うとともに、集計を熊本学園大学社会福祉学部・出川聖尚子研究室に依頼した。アンケートの具体的な内容、結果などは5ページ(5)記載のとおり。

子どもたちへのアンケート調査の前提として金子眞恵委員から学校評価について説明を受けた。

#### 10. 第17回委員会

行政自己評価に対する各委員の意見のまとめと今までの検証の振り返りを行った。行政自己評価については、条文ごとに検証したことについて協議を行い、アンケート結果を基に行政の担当課との意見交換を行い、子どもの意見の取入れや自己評価からの課題の改善などについて確認を行うこととした。

今までの検証の振り返りについては、「子どもの権利救済活動報告」、「子どもの居場所(リリーフ)の活動について」、「学校評価について」の意見を出し合った。

#### 11. 第18回委員会

出川聖尚子委員長より「志免町子どもアンケート結果」の検証について内容の報告と質問項目ごとの傾向などの説明を受ける。

今後委員会として、「子どもとの座談会」を開催し、アンケート結果に基づき、直接子どもたちの意見を聞きアンケート結果の検証に繋げることとした。

#### 12. 第19回委員会

「志免町子どもアンケート」の集計結果を共有するために行政担当課との意見交換

を行い、「志免町をもっと楽しいまちにするために子どもが参加する仕組みができないか」ということについて議論した。

また、橋山吉統氏から「子どもとの座談会」の報告を受けた。その内容については、34 ページのとおり。

### (3) ヒアリング調査

委員会では「子どもに対する支援施設」の視察先については、0 歳～5 歳、6 歳～12 歳、13 歳～15 歳、「その他」に分け、町内にある町の事業（施設）と民間のサービス（施設）などについて各委員より施設名などをあげ、委員の関心が高い事業に関する施設の視察先を決定した。視察先では、委員が直接スタッフや利用者に対して、「子どもの意見を聞く仕組み」、「子どもの権利条例の浸透」、「親との連携」、「子どもたちの意見を言う仕組み」などのヒアリングを行った。

委員会として現場を訪れ、子どもやスタッフの話が聞けたことは大変貴重なことであった。

<視察先>

#### i) 第 8 回委員会

子育てサポートセンター、にじいろポケット（室内型親子で集う施設）、なかよしパーク（屋外公園施設）、パワフルキッズ（乳幼児発達支援施設）、スキップ（子どもの権利相談室）、リリーフ（子どもの居場所）

#### ii) 第 9 回委員会

志免中央幼稚園、空とぶくじら幼稚園（届出保育施設）、タンポポ保育園（私立認可保育園）、町立志免南保育園（一時保育、特定保育も視察）

#### iii) 第 10 回委員会

志免東小学校、志免東学童保育所、志免中学校（心の教室「カウンセリングルーム」も視察）

※視察先施設の詳細は 50 ページ資料 4 を参照

### (4) 行政自己評価アンケート

子ども関連事業担当課に第一期子どもの権利委員会で行われた行政評価についての意見や事業への反映などを聞いた「行政自己評価アンケート」を依頼し回答を得た。

担当課：子育て支援課・学校教育課・総務課・生活環境課・社会教育課・都市整備課

#### 1. 行政自己評価アンケート結果について

- ・担当課によっては子どもの権利保障の状況ではなく、事業に対しての説明をしているアンケートもみられた。
- ・担当課によって評価に対する認識の差がみられる。
- ・自己評価から課題がどのように改善されたのか記入されていない。

## 2. 行政自己評価アンケートの課題・改善点

- ・ 事業ごとの評価だと聞きたいことが聞けていない。実際が見えてこない。
- ・ 条文に対しての各事業の振り分けについて、いくつもの条文に重複する事業が多く、振り分けに無理があったのではないか。
- ・ 担当課職員のヒアリングを行いながらの振り分けが良いのではないか。
- ・ 委員会が条文と事業の関連性を振り分けて行政に自己評価を求めるのではなく、担当課が自ら振り分けて行う評価の方法はどうか。
- ・ 「行政自己評価シート」の取り扱いについて、報告を受けたままにするのか、毎年出してもらって改善点を報告してもらうのか、第2期委員会で各課の回答に対してどう取り組んでいく必要があるのではないか。

行政自己評価については、子どもの権利保障の状況について、試行錯誤の末独自の評価表を作成した。事業単位での作成であったため、記入しづらい箇所も考えられた。アンケート結果、子どもの権利委員会報告書の位置づけがあいまいなこと、各課の子ども関連事業に志免町子どもの権利条例が意識されていないことなどがみえてきた。

## (5) 子どもの権利アンケート調査

### 1. 質問事項

アンケートの質問内容は、「次世代育成支援に関するニーズ調査 調査報告書」を参考にしつつ、「子どもにやさしいまち」といった違った視点から考えた。具体的には次のような項目があげられた。

- ・ 意見をくみ取る仕組みがあるかどうか。
- ・ 子どもが住みやすいなと思うかどうか。
- ・ 子どもにとって志免町は安全、安心かどうか。
- ・ 地域の中で子ども自身の役割(住民の一員とを感じる)があるかどうか。
- ・ 遊び(人、場所)があるかどうか。 など

### 2. アンケートの名称

「平成24年度 志免町子どもアンケート」

### 3. アンケートの対象

小学校5年生と中学校2年生の全児童

### 4. 実施時期

平成25年3月4日に各学校に配布し、3月11日に回収した。

### 5. アンケート結果について 16 ページ参照

## 6. アンケート結果を受けて

- ・ ゆっくりのんびりできている子は多いが気軽に集まれる場所や多目的に使えるスペースがない。
- ・ 地域の子どもが参加できる行事に保護者の関心がないと、子どもも関心がない。転入・転出が多いなど地域性も影響している。
- ・ 「通学路」や「車が多いところ」を子どもたちが危ないと感じたという結果は行政の他の部署にも知ってほしい。
- ・ 友だち関係において、暴力や言葉や態度で嫌な思いをする子どもが多い。具体的に相手の名前をあげている回答もあったが、「やめさせてほしい」と訴えているのではないか。学校にこのような傾向を参考までに伝えるべきではないか。
- ・ 学校では家庭に比べ、「相手に悪いから」と相手を気づかい、自分の思いを言えないのが特徴的。家庭の中では、自分の思いを言えるけれどあまり聞いてもらえない傾向にある。
- ・ 自己肯定については、日本文化も影響し謙遜する子どもが多い。
- ・ まわりに頼れるおとながない子はパソコン相手に語りかけているのではないか。
- ・ 自分の意見を述べたりするしくみは「意見箱が良い」と答えている子どもが多いが、現在設置している学校では意見箱に入れにくい雰囲気もある。学校外のいろいろな場所に置いてみては。
- ・ 個人名があるので取扱いに注意する必要がある。
- ・ 志免町の中でも地域性があるのではないか
- ・ アンケート結果は学校に返さなくてよいか  
などの意見が出された。

### (6) 子どもとの座談会

第 13 回委員会で『子どもにやさしいまち』とはどんなこと（まち）だと思うかについて子どもたちへのインタビューやアンケートを行い直接子どもの声を聞いてはどうか」との意見が出たことを受けて、平成 25 年 5 月 27 日（月）に委員の橋山吉統氏と山崎冬花氏が吉原公民館（志免南小学校区）を訪れ「志免町子どもアンケート」を受けた小学校 6 年生 12 名（男子 5 名女子 7 名）と座談会を行った。

子どもたちの素直な貴重な意見を聞くことができた。「子どもとの座談会」の内容については 34 ページのとおり。

### (7) 行政との意見交換

行政自己評価（平成 23 年 8 月実施）の結果を受けて、「行政の各部署によって子どもの権利保障に対する理解の差があるのでは」「行政自己評価後、課題がどのように改

善されたのか聞いてみたい」という意見が出され、「志免町子どもアンケート」の集計結果を踏まえて委員と行政担当課が意見交換を行った。同意見交換では「志免町をもっと楽しいまちにするために子どもが参加するしくみができないか」ということをテーマに議論した。

行政は、「広報しめ」に子どもが記事を書く欄を設けたり、スキッズで子どもの意見や悩みを聞いたり、「志免町子どもの権利フェスタ」で子どもが意見を言える場を設定したりなど意見を聞く機会を設けているが、公園や道路など子どもたちに関連する町づくりに子どもの意見を取り入れること、子どもの権利に関する啓発（特に学校や保護者など）、通学路の見直しや不審者対応など子どもに意見を聞き対策をたてる点では十分ではない状況にある。子どもの要望を100%受け入れることは難しいこともあるが、子どもたちが自分の意見をだすなど行政に興味や関心を持つこと、すべてが思い通りにならないこと、なぜできないかを解かっていくチャンスでもあることなど子ども参加の意義を委員会から説明した。委員の方から行政担当課に「ぜひ『子どもが参加する仕組み』を作してほしい」と要望した。

<意見交換を行った課>

子育て支援課、学校教育課、総務課、生活環境課、社会教育課、都市整備課

## (8) まとめに向けて

第20～22回委員会では、これまで第2期の検証結果を基にまとめる作業を行ったが、第19回まで検証作業を行っていたため、まとめの作業に十分時間をとることができず、当初のスケジュール通りに進まなかったが、第2期の3年間で検証を積み重ね、次期子どもの権利委員会での目標（課題）も見えてきた。

## (9) その他の活動

第1期委員会に引き続き「広報しめ」に「子どもの権利委員会だより」と題して委員が順番に原稿を担当し、不定期連載を行った。また、委員がそれぞれの所属団体などでの啓発に積極的に取り組んだ。

## 2 調査・審議の結果

### (1) 総論

#### 1) 第2期委員会の検証作業の目的と対象

第2期子どもの権利委員会では、子どもの権利保障のなかでも、志免町子どもの権利条例の第9条（意見表明や参加する権利）、第14条（意見表明や参加の促進）に挙げられている子どもの意見表明や参加についての志免町の状況を把握することを目的として設定し検証を行ってきた。

志免町が規定する子どもの意見表明権は、子どもが自己表現や意見表明を行うことを保障することのみならず、それが「尊重される」ことも要求している。これは国連子どもの権利条約12条と同じ趣旨であり、子どもの意見の表明とそれを大人が尊重することを通じて、子どもの成長・発達を期し、子どもの最善の利益を保障しようというものである。このような保障が志免町の様々な場面にどのように浸透しているのかを検証していくことは、極めて有益なことであると考えた。

#### 2) 志免町における子ども参加・意見表明に対する検証の概観

##### ① 家庭における意見表明・参加

子どもたちの考え方や生活のあり方などに影響を及ぼす家庭における子どもの意見表明の状況について、「志免町子どものアンケート」を通じて子どもたちの意見を聞いた。「家で他の人の意見が自分の意見と違って、自分にとって大事なことは遠慮せずに言うことができるか」（問7）という問いに対して、8割以上ができる傾向にあると回答している。一方、約10人に一人ができない傾向にあるとも回答していた。その理由（複数回答）として、「無駄だと思うから」、「面倒くさいから」、「叱られるから」、「聞いてくれないから」などを挙げている。子どもの基盤となる家庭生活で意見表明が保障されていると子ども自身が感じることは子どもの最善の利益を保障するという観点からも重要であるため、どの子どもも意見表明の機会が保障され自分が尊重されているとすることができる環境整備を進めていくことが求められる。

ただ、今回は保護者への聞き取りやアンケート調査などはできなかったため、家庭全体の状況が明確になったとは言い難い。保護者の意識も確認することと同時に、子どもの家庭生活において子どもたちの意見表明の機会などを作ることの大切さを周知することも重要である。

##### ② 学校における意見表明・参加

子どもたちが日中の大半の時間を過ごす学校において、子どもの参加・意見表明について「志免町子どものアンケート」を通じて子どもたちの意見を聞くことができた。「学校で他の人の意見が自分の意見と違って、自分にとって大事なことは遠慮せずに言うことが

できるか」(問6)という問いに対して、約4分の3の子どもができる傾向にあると回答している。一方、約4人に1人ができない傾向にあるとも回答していた。その理由(複数回答)として、「恥ずかしいから」、「相手に悪いから」、「無駄だと思うから」、「面倒くさいから」などを挙げている。

学校へのヒアリング調査において、学校では学校評価アンケートやいじめアンケートなどが定期的に行われており、そのアンケート結果に基づき、授業方法の改善や、いじめ問題への取り組などの活動が行われていることが確認された。また、月1回程度児童の代表者による児童会などもひらかれ、学校生活の決まり例えば運動場の使い方などが決められているところもある。

個人の悩みや相談については、小学校においては児童全員と教員とで年2回個人面談を行ったり、中学校にも「心の教室」(カウンセリングルーム)がおかれていたり、志免町内のすべての小中学校にはいつでも悩み事を書いて投稿できる「相談ポスト」も設置されていた。

このように、学校では子どもたちの意見を聞くしくみや、子どもの声に耳を傾けるということが定着しつつある状況があるものの、これらの多くは全国的に実施されている事柄であり、志免町独自に取り組んでいるものではない。今後、子どもの権利条例がある志免町として、特色ある取り組みを工夫することも必要であろう。

ただ、今回実施した権利アンケートでは4分の1の子どもたちは学校では自分の意見を積極的に述べていないという状況や、「相談ポスト」などがあってもあまり利用されていないという状況がみられた。子どもの意見をとり入れるしくみが整えられていく一方で、そのしくみが必ずしも有効に機能していない状況も明らかになった。その原因の一つとして、子どもたち自身の権利認識の問題があるように思われる。子どもたちが子どもの権利をどのように理解しているのか、どのような機会に、どのような方法で学んでいるのかなど検証し、より効果的な権利学習のあり方を考える必要がある。また、同時に、そうした意見を述べた際にどの様に取り上げられ、その意見が取り扱われていくのかという意見の受け手側の姿勢も明確に伝えていく必要があるのではないかと、このことは冒頭に述べた意見表明権が「尊重される」ということに関わってくる重要な事項であり、子どもの権利意識の啓発と共に、受け手=おとな側の態度が重要になってくると考えられる。

### ③ 地域における子どもの意見表明・参加

子どものアンケートのなかで、地域での子ども関連行事について約9割の子どもが「知っている」と答え、約4分の3の子どもが地域での子ども関連行事に参加した経験があった。ただし、地域によっては子どもよりも高齢者が多い地域、転勤などで一時的に志免町に暮らすだけで地域との関係が浅い家庭が多い地域などが志免町には混在し、子どもの行事を

行うことが難しい。そのため、地域の子ども行事の開催については地域ごとに温度差もみられ、地域によって開催内容や回数も異なっている。対象についても学童期までの年齢の低い子どもが参加する行事が多くみられ、中高生が参加する行事は比較的少ない。

また、子どものアンケートにおいて、地域の行事を「知らない」と回答した子どもと「頼れるおとながない」と回答した子どもに相関関係が見られるという結果が明らかになった。子どもにとって頼れるおとながいることは権利行使をしていくうえで大切なことである。地域は子どもたちが様々なおとなと出会う機会ともなるため、その機会の提供が必要だと考えられた。すでに子どもの参加行事が催されている状況の中、子ども会など地域に参加しない家庭、忙しくて地域の行事に携わることができない子どもなども多く、今の状況では参加できていない現状もある。そのような状況も踏まえて、交流しやすい状況を検討し、子どもの権利の促進として子どもの地域との交流を検討していく必要がある。

地域の行事は、子どもたちにとって身近で参加しやすいものである。単に「お客さん」としてではなく、主体的に参加する（場合によっては企画段階から）ことによって、子どもも大人も等しく地域社会の一員である事を実感できるのではないか。

#### ④ 行政施策における子どもの意見表明・参加

子どもアンケートの「志免町をもっと楽しい町にするために子どもが参加できるどんなしくみがあったらよいですか」の問い（問 11）に対して、子どもたちの 80%以上が「あったら良いな」と思うしくみを答えている。子どもたちも志免町の町民として、町に関心がある姿が見られた。

一方、志免町において、子どもが行政施策に参加する機会は、以前に 1 度行われた子ども議会、現在は企画段階から子どもがかかわる形での子どもの権利フェスタ、「広報に記事を書こう」と子ども意見を公募する場合などにすぎない。

第 1 期子どもの権利委員会で検証対象となった子ども施策を担当している部署（学校教育課、社会教育課、健康課、福祉課、経営企画課）に対して、第 1 期子どもの権利委員会の報告書を踏まえて行政自己評価を依頼した。行政自己評価については、子どもの権利条例を理解し、報告書の内容を施策に反映させようと考えている部署もあったが、施策についての説明にとどまるなど表記の仕方、評価に対する理解の違いが見られた。

一方、子どものアンケート結果を踏まえて実施した子ども事業担当課との意見交換では、公園の整備について開かれたワークショップで子どもの目線で公園のあり方を考える（子ども参加ではなく、大人から見たものではあるが）などの例が報告され、子どもの参加や子どもへの情報提供、子どもの意見の尊重などの具体的な取り組みについて意見が聞かれた。担当課と意見交換のなかで、子どもの参加や意見表明への理解が深められたことは極めて有意義なことであった。

自治体への住民参加が定着しつつある中、子ども参加のしくみを町の子ども事業に関しても可能な形で展開させる必要がある。そのためには、職員の子どもの権利に関する理解を深める機会を設けること、子どもの権利委員会との積極的な意見交換なども子どもの権利条例を推進していくためには有効であり、必要なことであると考えられた。

#### ⑤ 子ども相談・救済活動における意見表明・参加

子どもの権利条例施行を契機とする新たな子ども事業として展開された子どもの権利相談室「スキッズ」（平成 19 年～）は、だれでも相談できる総合窓口としてシーメイト（総合福祉施設）内に設置されている。平成 22 年度、23 年度と「スキッズ」は相談件数が増えている。継続的な相談が増え、また平成 22 年度からは子どもたちが遊びの場としても利用できるよう場所を開放し、小学生の居場所としても利用され、その中から、相談に進展するケースも出てきている。また、「スキッズ」同様、子どもの権利条例施行を契機とする新たな子ども事業として展開された中高生の居場所「リリーフ」においても、中高生の居場所という役割が主でありながら、子どもが話しやすい、関わりやすい雰囲気をつくり相談援助が行われている。中学校にも「心の教室」（カウンセリングルーム）が設置され、身近に相談援助の仕組みがととのえられようとしている。学校内に整備されているため利用しやすいメリット、利用しにくいデメリット、学外に整備されているメリット、デメリットなどを整理し、多様なセーフティネットを整備することが求められる。現在、学外にある「スキッズ」、「リリーフ」ともに町内に各 1 か所にしかなく、特に小学生の場合、利用できる校区の子どもに限られてしまう。今後同様の相談室や居場所の増設が望まれる。

#### ⑥ 子ども関連施設における子どもの意見表明・参加

町内には比較的年齢が低い子どもに対する子ども関連施設は多い。しかし、小・中高生など年齢が上がると乳幼児などに比べて利用できる施設や場は少ない状況である。小中高生の居場所として利用できる施設はあるが、数が少なく、また、日常的に利用できる子どもの地域は限定されてしまっている。子どもの年齢が高いと地域で過ごす時間は少ないのではないかという理由も考えられるが、子どもアンケートの「学校や家以外で休日・放課後すごせるところがあるか」（問 2）の問いに 6 人に 1 人が「ない」と回答していることを考えると、地域に子ども自身が自分で利用できる子どもの居場所をつくることは求められている。

#### ⑦ 子どもの参加・意見表明の普及・啓発活動

子どもの権利条例施行を契機とする新たな子ども事業として展開されている「子どもの権利フェスタ」は、子どもたちが参加し、自己表現や意見表明すること、子どもの権利について知ることを目的とした行事で平成 19 年から毎年 1 回開催されている。子どもの権利

に関する内容や子どもの権利アンケートなどを行い子どもの権利の理解を進めていく取り組みを行っている。条例施行当初は、実行委員会に子どもが参加し、企画段階からかかわっていたが、最近では実行委員会への子ども参加は難しい状況にある。また、「子どもの権利フェスタ」の当日参加者は、幼児から小学生までの参加者が多く、中高生の参加は少ない状況にある。本来、「子どもの権利フェスタ」は、子ども自身が主体的に（企画も含め）関わるところに大きな意味を持つものとして企画された。したがって、「子どもの権利フェスタ」の意義を改めて確認し、取り組みの再検討を行うことが求められる。

### 3) 検証のまとめ

#### ① 子ども自身の子どもの権利の理解の促進

志免町では、子どもに対して子どもの権利条例のリーフレットを配布したり、子どもの権利フェスタを開催したり、人権の講演会を開いたり、様々な形で子どもの権利・志免町子どもの権利条例について普及活動が行われている。ただ、子どもの権利救済委員が行った「子どもの権利」アンケートでは、「志免町子ども条例があることを知っているのか」という問いに、3分の2の子どもが「知らない」とも答えており、認知度を上げる活動を今後も継続的に行うことが重要である。

志免町子どもの権利条例には第9条に子どもの意見表明や参加の権利が示されているが、子ども自身が意見をいうことのできる機会や場があっても、子ども自身が子どもには権利があることを理解しなければ、十分それを行使できない。そこで、子ども自身が子どもの権利を十分理解することが必要といえる。その方法として、子どもたちが知識として子どもの権利を学ぶと同時に、子どもたちの家庭、学校、地域と子どもたちの暮らしのあらゆる場面で日常的に子どもの権利を実践的に学ぶことが必要といえる。そのために、権利学習の知識とスキルを学べるしくみづくりが求められる。

あ. 子どもが利用しやすい形や場所（例えば校区ごと）に子どもの相談・居場所を設置する。

い. 子どもが子どもの権利・志免町子どもの権利条例について学習する機会をつくる。

う. 家庭・学校・地域などにおいて日常的に、子ども参加などにより実践的に子どもの権利を身につける環境をつくる。

#### ② おとなに対する子どもの権利・子どもの権利条例の普及・啓発

上記の通り、志免町では、様々な形で町民（主としておとな）に対して子どもの権利・子どもの権利条例の普及活動が行われている。しかし、町内での子どもの権利条例の認知度が高くはなく、子どもに関連する事業や施設において子どもの意見を聞くしくみや子どもの参加が確立していない状況がみられる。子どもの権利の促進には、しくみとしてのハード面の整備と同時に、ソフト面を担うおとなの理解が不可欠である。とりわけ、今回検

証の対象としてきた意見表明権に関しては、子どもの意見をおとなが「尊重する」そのための仕組みを作っていくこと、そして、その事を子どもにも伝えていくことが極めて重要である。そうしたことを踏まえ、今後一層おとなへの子どもの権利の理解の普及啓発が求められる。

- あ. 保護者、地域住民に子どもの権利・志免町子どもの権利条例を学習する機会を提供する。
- い. 嘱託などを含む子ども支援者・教員・職員に子どもの権利・志免町子どもの権利条例の研修をおこなう。
- う. 子どもが参加し、自主的に活動できる地域活動を促進する。

### ③ 子どもの権利および子どもの権利条例に関する町全体の連携

子どもの意見をくみとることや子どもの参加について、学校においても、子どもに関する施設においても、子ども関連事業においても各々で取りくまれており、子どもの権利に関して否定的な対応ではなかった。ただ、学校、相談機関など各機関や部署同士が子どもの権利の目的で連携をしているかというスムーズな連携が果たされているとは言い難い。また、民間との連携についても同様に進められる必要がある。

- あ. 各部署間および子どもの権利委員会と各部署との間で子どもの権利に関する定期的な意見交換の場をもつ。
- い. 子どもの権利普及に関する民間と行政との連携をはかる。
- う. 町の子どもの関連施策に子ども参加のしくみをつくる。
- え. 将来的には「子どもの権利コンシェルジュ（仮）」（町の子どもの権利に関する案内人〈総合窓口〉。子どもの権利を実現するために相談に乗ったり、子どもの権利に関する情報提供をおこなう）をおく。

## 4) 第2期委員会の自己評価と次期委員会への課題

### ① 第2期委員会の自己評価

#### ア. 検証の対象及び方法

第2期子どもの権利委員会では、子どもの権利保障のなかでも、志免町子ども権利条例の第9条（意見表明や参加する権利）、第14条（意見表明や参加の促進）に挙げられている、子どもの意見表明や参加についての状況を把握することを目的と設定し検証を行ってきた。

子どもの年齢、子どもの生活、子どものもつ課題、社会との関係などさまざまな点から子どもの暮らしをみなおし、子ども関連機関・施設へのヒアリングを行った。直接施設を

訪問し、ヒアリングすることで事業の内容だけでなく、施設などハードの側面、関係職員の子どもへの思い、利用している子どもの状況なども知ることができた。また、子ども自身に向けた「志免町子どもアンケート」、「子どもとの座談会」などを実施したことで子どもの意見を聞くことができた。

他方、アンケートをはじめさまざまな事柄を行ったことで、概観をつかむことができたものの、その内容を深めるまでにはいかなかった。また、障がいのある子どもや低年齢の子どもなど支援が必要な子どもの意見表明・参加については十分把握するには至らなかった。

#### イ. 組織・運営

各委員が関係しているさまざまな分野から、子どもの現状など比較的早い段階から発言や意見交換は活発に行われていた。また、「広報しめ」への「子どもの権利委員会だより」の掲載など委員自身の子どもの権利の理解が深まったと考えられる。ただ、第 2 期委員会では、志免町の状況、志免町の子どもの状況などの情報共有に共通理解を持つのに時間を要し、また、第 1 期委員会からの蓄積を踏まえた議論とはならなかった点も多い。委員会では今後は第 1 期委員会・第 2 期委員会の積み重ねを踏まえた議論となることが望ましいのではないかという意見も出されている。また、子ども権利委員会の傍聴希望などもなく町民の子どもの権利委員会への関心の低さもうかがえる。今後は子どもの権利委員会への関心や期待がもたれるような働きかけや情報発信なども必要である。

### ② 次期委員会への課題

#### ア. 子どもおよび子どもの状況の実態把握

第 2 期子どもの権利委員会では、子ども自身のことを子どもに聞くということ、「子どものアンケート」や「子どもとの座談会」の形で実施した。アンケートは少ない質問項目ではあったが学校の協力を得て回収率は高く、家庭・学校・地域と子ども自身の思いを聞くことができた。また、子どもとの座談会では、子どもたちが利用する公民館において、雑談を交えながら自由に意見が言える雰囲気を作ることで、子どもたちの本音を聞くことができた。

ただ、志免町が運用する子どもの施設については、支援者のヒアリングを通して子どもの状況を聞くことができたが、直接、利用者である子ども自身へのヒアリングはできなかった。次期子どもの権利委員会では、子ども自身に施設利用者として直接声を聞くということに取り組んでもらいたい。また、課題を抱えた子どもたち・若者など支援の必要な子どもたちの声をどう聞いていくかについても検討が必要である。

#### イ. 本委員会の役割およびその検証の位置づけの確認

子どもの権利委員会は、志免町子どもの権利条例第 24 条に規定され、町長の諮問機関として位置づけられ、志免町の子どもの権利の状況について調査や審議を行っている。また、

志免町は条例 17 条に基づき、子どもの権利侵害に関する相談・救済機関として子どもの救済委員が設置されている。権利委員会、救済委員はそれぞれの職務を行ってきたが、条例施行後 5 年を経過して、子どもの権利委員会と救済委員の役割分担や連携のあり方などについて、改めて確認し整理すべき点があると思われる。

第 1 期子どもの権利委員会では、志免町の子ども施策全体を検証し 2010 年 8 月に第 1 期志免町子どもの権利委員会報告書を出している。第 2 期の本委員会では、第 1 期報告書からの次期委員会の課題を踏まえ、子どもの参加・意見表明について検証を行い、また、第 1 期委員会で行われた行政評価および第 1 期報告書を受けての行政自己評価を行った。しかし、政策策定における報告書の位置づけがあいまいなこと、報告を受けての町からのフィードバックがないことなど、委員会の報告の仕組みが明確にされていないことが明らかとなった。次期委員会では、本委員会の報告書の位置づけ、報告内容が町全体の取り組みに位置づけられるようにするための仕組みづくりが必要である。

#### ウ. 学校における子どもの権利保障とその検証

前委員会からの課題であった学校における子どもの権利保障とその検証について、本委員会では、子どもの権利アンケートを学校で実施し、アンケート項目において子どもたちの学校での意見表明の状況について聞いた。また、小学校のヒアリングにおいて、学校での子ども意見表明や参加のしくみなどの状況を聞くことができた。これらにより、本委員会では学校での子どもの権利の状況の一部を明らかにすることができた。子ども自身が権利を学ぶために学校は重要な役割を担っており、志免町子どもの権利条例は権利学習の有効なツールとなるであろう。そのため、学校と子どもの権利委員会との連携は欠かせない。子どもの権利保障について協議する場を設けるなど、学校と子どもの権利委員会との連携の仕組みを作っていく必要がある。

(2) 平成 24 年度 志免町子どもアンケート

I 調査の概要

1 調査の目的

この調査は、志免町に住む子どもたちの「子どもの権利」が守られているかの実態を把握し、子どもたちの権利実現をすすめることを目的として実施した。

2 調査項目

- ① 日頃の暮らしのなかでの意識について
- ② 放課後・休日の居場所について
- ③ 地域の子ども参加行事の状況について
- ④ 日常生活における安心・安全について
- ⑤ 暮らしのなかでの精神的な安心・安全について
- ⑥ 意見表明（聴くこと）について
- ⑦ 意見表明（言うこと）について
- ⑧ 自分の長所について
- ⑨ 信頼できるおとなの存在について
- ⑩ 志免町における子ども意見表明のしくみへの参加について
- ⑪ 志免町の子ども参加のしくみについてについて

3 調査の性格

- (1) 調査地域 志免町
- (2) 調査対象者 志免町立小学校に通う小学 5 年生、  
志免町立中学校に通う中学 2 年生
- (3) 調査対象者数 856 サンプル  
(回収数 798 サンプル , 回収率 93.2%)

	配布	回収	回収率
小学 5 年生	443	414	93.4%
中学 2 年生	413	384	92.9%

- (4) 調査方法 小学生（5 年生）、中学生（2 年生）とも学校にて配布・回収。
- (5) 調査期間 平成 25 年 3 月 4 日～3 月 11 日

- 4 調査主体 志免町子どもの権利委員会
- 5 調査結果の集計 出川聖尚子研究室（熊本学園大学）
- 6 調査結果利用上の注意

・数字は、百分比のポイント以下2位を四捨五入しているため、回答比率の合計は必ずしも100%になっていない。

・2つ以上の回答を要する場合（複数回答）の質問は、回答の比率は100%を超えている。

## 7 対象者の概況

### 学校別

学校名	志免西小	志免中央小	志免東小	志免南小	志免中	志免東中
%	19.2	18.3	7.8	6.6	32.1	16.0

小中別	小学生	中学生
%	51.9	48.1

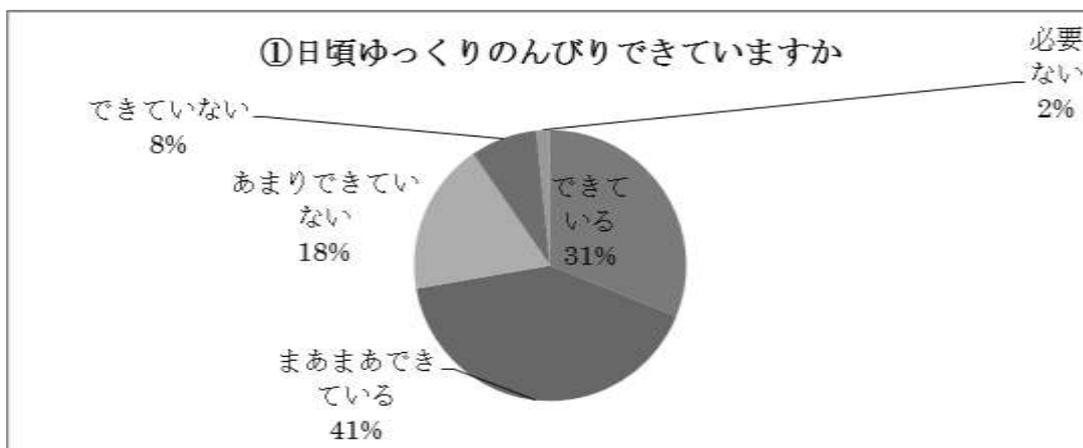
### 性別

性別	男子	女子
%	47.0	51.5

## II 志免町子どものアンケート調査結果

### ① 日頃の暮らしのなかでの意識について

ゆっくりのんびりできていますか。



小学生、中学生の7割が、日頃ゆっくりのんびりできていると回答している。

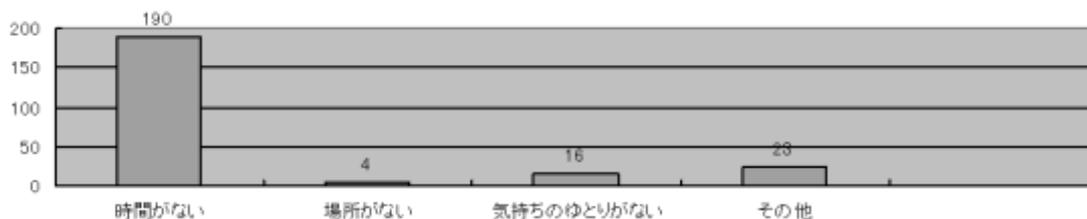
### 小・中別 と Q1 日頃ゆっくりにできているかのクロス表

		Q1 日頃ゆっくりにできているか					合計
		できている	まあまあできている	あまりできていない	できていない	必要ない	
小学生	度数	111	176	74	39	10	410
	%	27.1%	42.9%	18.0%	9.5%	2.4%	100%
中学生	度数	136	150	70	24	3	383
	%	35.5%	39.2%	18.3%	6.3%	.8%	100.0%
合計	度数	247	326	144	63	13	793
	%	31.1%	41.1%	18.2%	7.9%	1.6%	100.0%

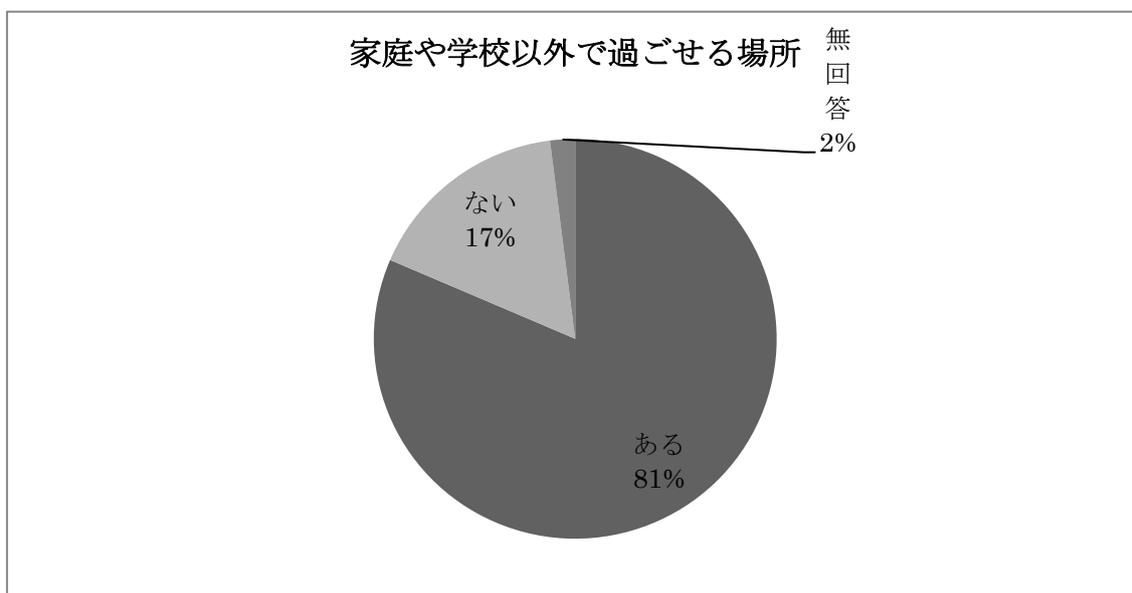
「できている」と回答しているポイントに中学生のほうが多く回答していたが、できているか、できていないかという傾向で見ると小学生、中学生とも傾向の違いは見られなかった。

一方、4分の1の子どもが、のんびりできていない傾向にあると答えている。その理由として、「時間がない」が多くを占めている。その理由として「習い事」、「部活」、「勉強」などが挙げられている。

### 日頃ゆっくりできていない理由



### ① 学校や家以外で、休日や放課後に過ごせるところはありますか

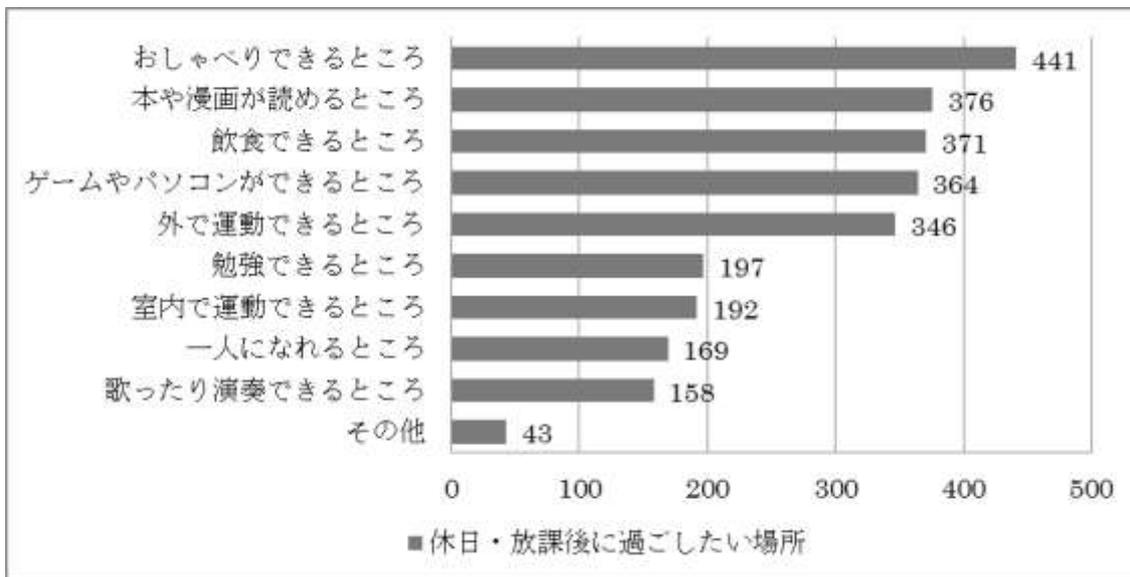


8割の子どもが、学校や家以外で休日や放課後に過ごすことができる場所があるが、6人に一人がないと回答している。

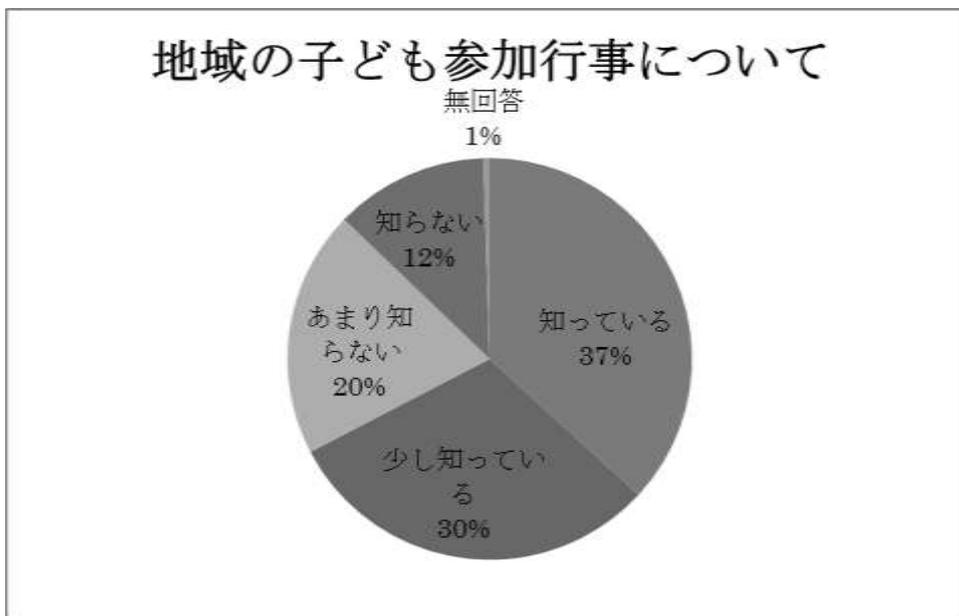
休日や放課後過ごしたいところとして、「おしゃべりできるところ」、「本や漫画が読めるところ」、「飲食できるところ」、を希望している。

小学生には、「ゲームやパソコンできるところ」を希望している人が、中学生は、「飲食できるところ」、「歌ったり演奏できるところ」を希望している人が多く傾向が見られた。

休日・放課後に過ごしたい場所（人）



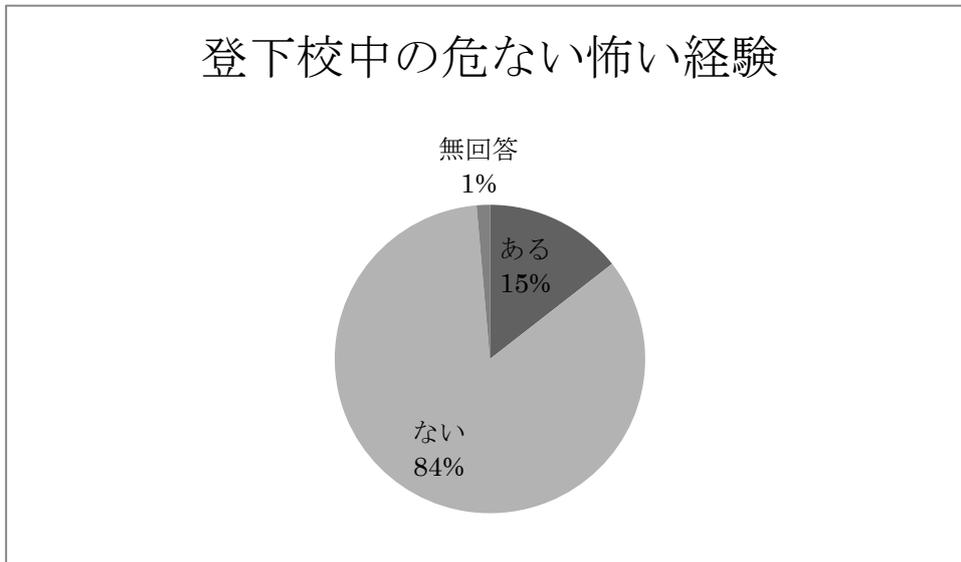
② あなたの住んでいる地域で、学校行事以外で、子どもが参加できる行事を知っていますか。また、どんな行事に参加したことがあるか教えてください。



3分の2の子どもが地域の行事について知っていた。子どもが参加した行事としては、夏祭り、綱引き大会、餅つき大会などが挙げられている。

③ 日常生活における安心・安全について

登下校中などで、近所で怖い思いや危ない経験をしたことがありますか。



「ない」回答したのは672人で8割以上であるが、「ある」と回答したのは115人いた。登下校中の危ない、怖い経験の内容（記入 108名）は以下のとおりである。

<小学生>

◆ 志免西小（記入人数）

- ・ホームレスがいるところ
- ・学校で勉強させられる
- ・川に落ちた
- ・横断歩道がないところを通るとき、車が来たこと
- ・通学路で信号機がなくてぶつかりそうになった
- ・違う人が白線をはみ出していたのに関係ない僕が他の人に怒られた
- ・怪しい人が歩いていた
- ・不審者がいた
- ・車にひかれそうになった（3人）
- ・薄暗い日に通学路でひとり
- ・カーブで道を渡るときにミラーしかないし、車が速く走ってきて渡りにくい
- ・車にぶつかりそうになった
- ・バイクの人が歩いているところの真横をスレスレで走って行った
- ・1年生のとき、知らない人に、車に無理やり乗らされようとした
- ・目の前で車と車が衝突した
- ・2年生のとき、白線から飛び出して注意された
- ・自転車でひかれそうになった
- ・バイクにひかれそうになった

- ・帰ってきているときに、マスクとサングラスをしている人が「こんにちは」と言って来た。
- ・ポケットから鉄が見えた。
- ・自転車にぶつかりそうになった
- ・狭い道で車に足をひかれそうになった
- ・車が止まったと思ったら突っ込んで来た
- ・駐輪場から自転車がいきなり出てきてぶつかった
- ・自転車でよそ見してたら川に落ちそうになった
- ・自転車に乗っていたらひかれそうになった
- ・誰かから追いかけられた
- ・バイクを避けたときに車にぶつかった
- ・車の運転手に睨まれた
- ・自転車に乗っていたら車にぶつかりそうになった
- ・目の前で事故が起きたとき
- ・マンションのエレベーターでおばさんがついてきたかと思ったとき
- ・不審者がいた、車が急に飛び出して来た
- ・カラスに防止を取られそうになった
- ・近くの公園で中学生がエアガンで遊んでいてあたりそうになったこと

◆ 志免中央小

- ・塾に行くとき知らない中学生3人から声をかけられた
- ・中学生がいっぱいいいた
- ・誰かに見られたような気がした
- ・ひとりで帰っているときに怖いおじさんがいた
- ・信号を渡るときに事故になりそうで怖い
- ・車にひかれそうになった
- ・雨の日に傘をさして帰っていたら、急に車が来て水がかかった
- ・自転車にひかれそうになった
- ・ひかれそうになった
- ・車にぶつかりそうになった
- ・四つ角
- ・知らない人に声をかけられた
- ・駐車場に野良猫がうろうろしている

◆ 志免東小

- ・変な人に声をかけられた
- ・不審者にあつた
- ・怒られた
- ・歩道がないところ

- ・大きな犬に噛まれそうになった
- ・溝に落ちそうになった
- ・ハチがたくさん飛んできた
- ・みんなで遊んでいたときにおじさんに「ゲームをしていきー、家にあるけん」みたいなことを言われた
- ・交通事故に遭いそうになったとき
- ・知らないおじさんに追いかけられた
- ・後ろから勢い良く自転車が来た
- ・知らない女の人から声をかけられた
- ・車にひかれそうになった
- ・川に落ちた
- ・変な男の人に声をかけられた
- ・大人の男の人に追いかけられた
- ・いきなり車が飛び出してくる

◆ 志免南小

- ・走っていたら車にぶつかりそうになった
- ・トラックのおじさんから下半身を見せられそうになった
- ・下校中に誰かに声をかけられた
- ・たまに変な声で叫んでいる人が怖い
- ・中学生が自動販売機を壊していた
- ・知らないおじさんに話しかけられた

<中学生>

◆ 志免中（記入人数）

- ・外灯がないところが多い
- ・明かりがなくて暗いところ
- ・ストーカー
- ・車がいきなり来た
- ・車にひかれそうになった
- ・通学路の道路が狭くて車と近い
- ・暗くてよく見えなかったけど、マスク・サングラス・帽子・コート・ズボンを履いていて、手元に何か光るものを持っている人がいた
- ・知らない人がついて来た
- ・道が暗い
- ・不審者にあった
- ・変な人がいた

- ・包丁を持った男が前から歩いてきた
- ・変な人を見た
- ・交通事故
- ・不審者が来た
- ・知らないおじさんに声をかけられた
- ・変態の人を見たことがある
- ・下校中暗いとき
- ・車のエンジンが静かで曲がる所で気づかない
- ・いきなり大きな声で叫ぶおじさんがいる
- ・誰かにつけられた
- ・猫がいきなり飛び出てきた
- ・変なおじさんがいた
- ・自転車にひかれそうになった
- ・交差点でひかれそうになった
- ・家の周りをウロウロしている男の人がいた
- ・知らない人に話しかけられたとき（2）
- ・歩道が狭く、車が危なかった
- ・石蹴りをしていた小学生に石をぶつけられた

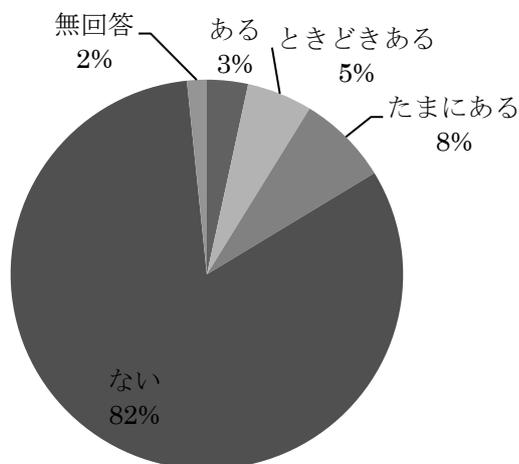
◆ 東中 （記入人数）

- ・田富のゴルフの練習するところの坂道は、いつも車とぶつかりそうで怖い
- ・タバコいる？と聞かれた
- ・小学生の頃、不審者にあったこと
- ・車にひかれそうになった（2）
- ・夜前後から車が来て、自転車で急いでいたら、見えなかった段差で飛んで、地面にたたきつけられた

④ 暮らしのなかでの精神的な安心・安全について

「日頃、暴力や言葉や態度で嫌な思いをすることがありますか。」と暮らしのなかでの精神的な安心・安全についてたずねたところ、「ない」655名と経験していない子どもが8割以上であるが、「ある」27名、「ときどきある」43名、「たまにある」60名も約2割あった。

## 暮らしの中の暴力などの経験



日頃、暴力や言葉や態度で嫌な思いをする経験について、「だれから」(109名記入)・どんなこと(108名記入)の具体的なものは以下のとおりである。

自由記述

<小学生>

だれから

どんなこと

友だち

やるきがない・悪口・メガネのこと・叩かれた

大事なところをなぐられた・ノートをとられる

うざいとかキモいとか、たたかれたりとか仲間はずれにされたり

とかした・〇〇って言われる

嫌な言葉を言われた・給食のとき・上から目線する

友だちにこそこそ話をされたり・こそこそ話で悪口

こそこそ話を他の友だちとしているとき・仲間はずれ

適当に答えて無視する・喧嘩・態度・学校か勉強のこと

いきなり叩かれた・かみがたのこと・態度

いじめ・コソコソ仲間はずれ・口喧嘩や喧嘩

椅子に座らせてくれない・意味もなく叩かれる

邪魔とよく言われた・嫌なこと

キモいなど・嫌な言葉・「どいて」と強い言い方で言われた

まじめに掃除をしようとしているときに悪口を言われる

強い言葉・言葉、あだ名など悪口を言われる

言葉で言われる・ちょっかい・目が合うと嫌な顔をする  
 たまに自分の名前を馬鹿にされるときがある  
 こそこそこちをちらちらみながら話している  
 障がい者・避けられる・言葉でからかわれる  
 好きな人を勝手に決められる、  
 自分の真似をする、周りの人への態度と自分への態度が違う  
 嫌なあだ名で呼ばれる、蹴られた、死ねと言われた  
 服にテープをはったり物をとったりする

兄弟姉妹 ゆうことを聞いてくれない・勉強・悪口・すぐ口喧嘩になる・言葉・蹴られたり、叩かれたり・態度・がいじ

父母 怒られる

祖父母 嫌な言葉を言われた

先生 先生に叩かれたり

監督 えこひいき

いろんな人から 勉強しなさい・悪口・「どん」と押される

<中学生>

友だち 陰口・嫌なこと・ふざけて言われたことがある  
 否定されること・いろいろ・無視、殴られる  
 私がいるから……。みたい。ひそひそ話  
 遊び半分の暴力、傷つくようなことを言われる  
 ちゃんと話を聞いてくれない・口が悪い  
 悪口を言われる・うざい・バカにされた  
 ふざけて叩かれたり、ひどい言葉を言われた  
 言われて嫌なこと愚痴愚痴言ってくる  
 ウザいとかキモいとか言われる・暴力  
 喧嘩したときの口喧嘩とか  
 いきなり遊びで軽く叩かれた

親 叩かれる・暴力、妹が怒られているときの音

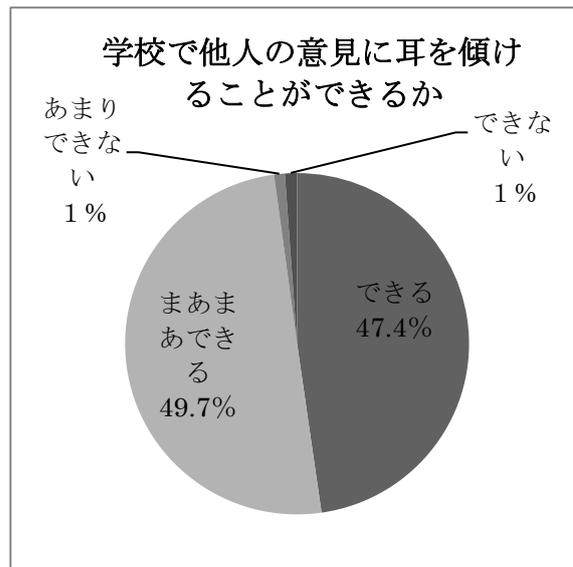
先生 自分がすべて否定されているようで嫌、「くらすっぞ」と言う  
 暴言を吐く・傷つくような言葉・愚痴を言われる  
 叩かれたり・部活 など

### ⑤ 意見表明（聴くこと）について

「学校であなたは他の人と意見が自分の意見と違っていても、ちゃんと聴くことができますか」という問いに対して、「できる」、「まあまあできる」という回答は9割以上で、「あまりできない」、「できない」と回答したものは2%であった。

「できない」理由について（自由記述）は、

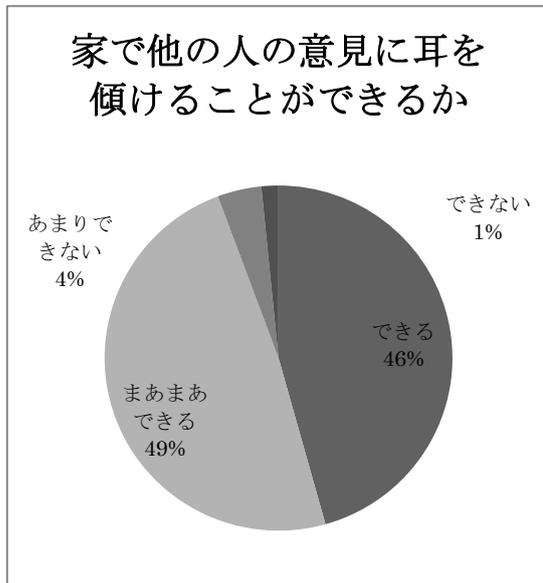
- ・「まっいいっか！」って思うから
  - ・自分を優先している
  - ・別にどっちでもいいから
  - ・どうでもいい、興味が無い
  - ・話が長いから
  - ・認められないから
  - ・めんどくさい
  - ・言いたくても何と言っていいかわからない
  - ・気が合わない人と話しても意味が無いから
  - ・人は人、わかったと置いていてもどうせわかったつもりでいるから
- など



「家であなたは他の人と意見が自分の意見と違っていても、ちゃんと聴くことができますか」という問いに対して、「できる」、「まあまあできる」という回答は約9割が、「あまりできない」、

「できない」と回答したものは5.4%であった。

「できない」理由について（自由記述）は、以下のようにあげられていた。



#### <小学生>

- ・嫌と言ってしまう
- ・両親と喧嘩したときついムキになって
- ・ついついわかっていても言うってしまう
- ・慣れている人だからつい
- ・家では少し反抗してしまう
- ・したくないときもあるから
- ・別にどっちでもいいから
- ・めんどくさくてイラつくから

- ・否定してしまう
- ・自分の意見を通しにくい
- ・すぐにイライラしてしまうから

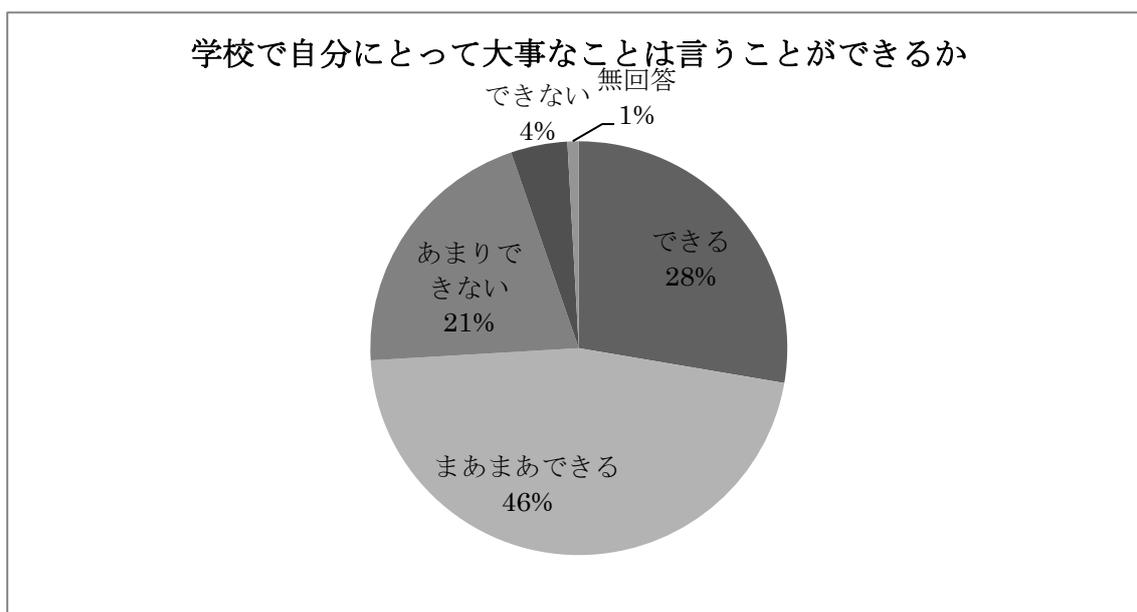
#### <中学生>

- ・反抗してしまう
- ・何回も行って来るから飽きた
- ・イライラするから
- ・話し合ってもどうせ聞かないから
- ・めんどくさい
- ・私の意見をきちんと聞いてくれないから
- ・家族だから
- ・人は人、わかったと思っていてもどうせわかったつもりでいるから
- ・自分が間違っていると悔しいから
- ・家族だから、友だちだったら、友だち関係が崩れるから
- ・何か言われるとイラつくから
- ・誰かに悪口を言った
- ・自分の意見を通したいから

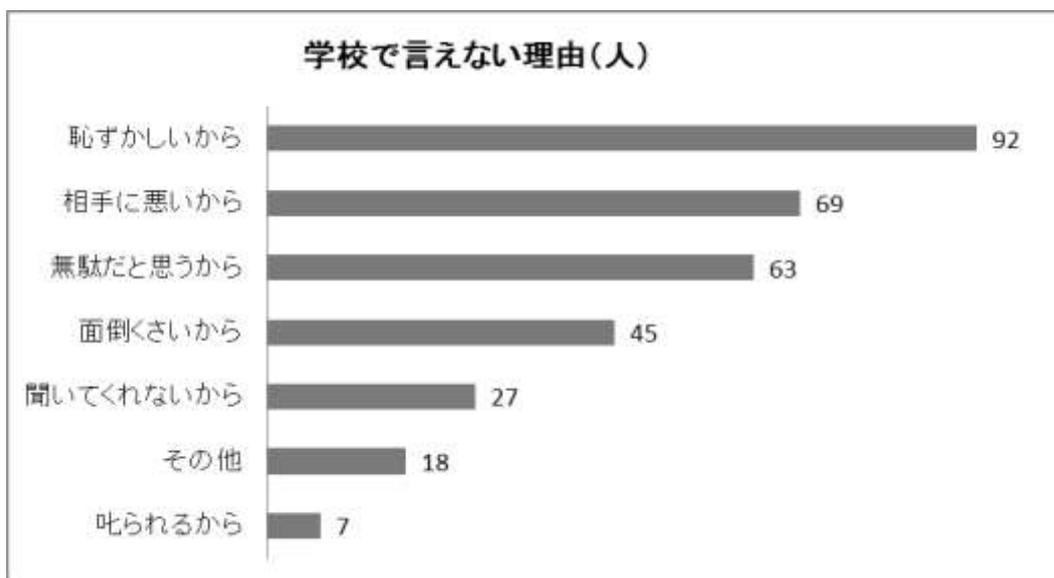
など

⑦ 意見表明（言うこと）について

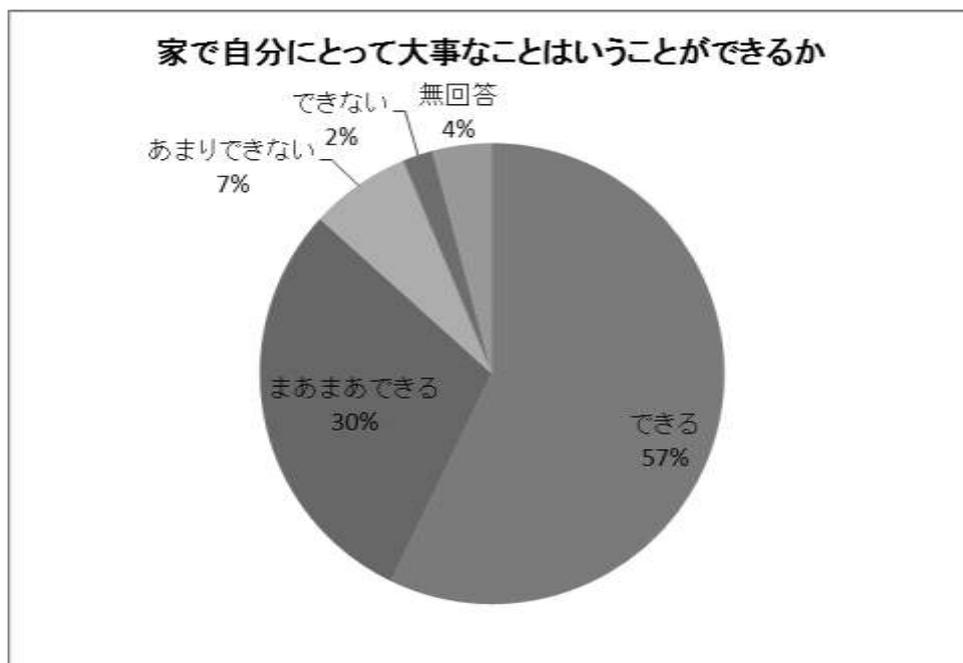
「学校であなたは他の人と意見が自分の意見と違っていても、自分にとって大事なことは遠慮せずに言うことができますか」という問いに対して、「できる」、「まあまあできる」という回答した人は、4分の3で、4分の1の子どもたちは「あまりできない」、「できない」と回答していた。



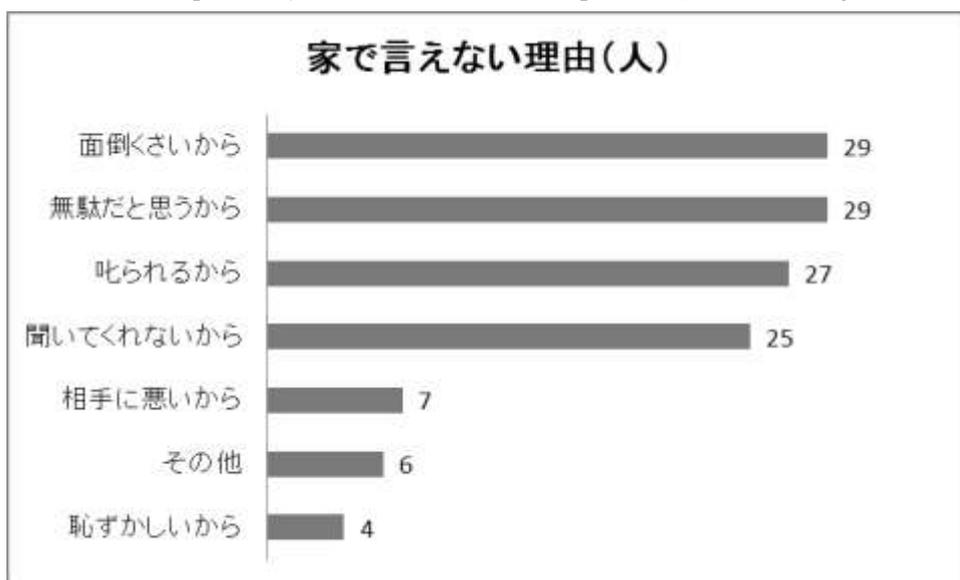
「あまりできない」、「できない」理由として、「恥ずかしいから」92人が最も高く、続いて「相手に悪いから」69人、「無駄だと思うから」63人と続いている。



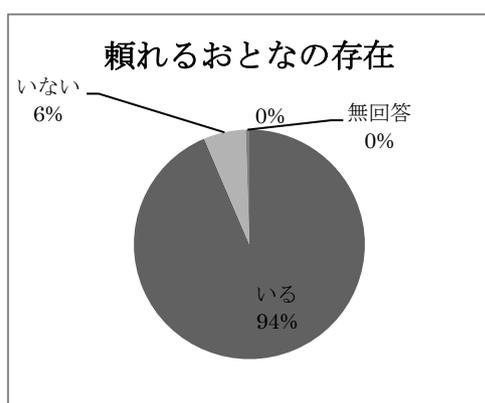
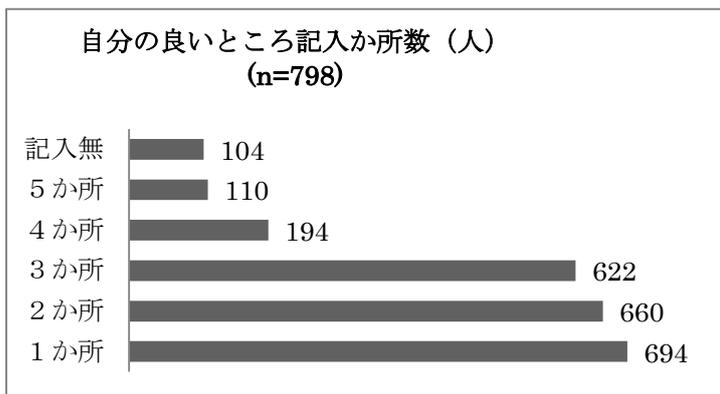
「家であなたは他の人と意見が自分の意見と違っていても、自分にとって大事なことは遠慮せずに言うことができますか。」という問いに対して、「できる」、「まあまあできる」という回答した人は、85%以上であるが、「あまりできない」、「できない」と回答していたものの73名(9.1%)いた。



「あまりできない」、「できない」理由として、「面倒くさい」29人、「無駄だと思うから」29人、「叱られるから」27人、「聞いてくれないから」25人となっている。

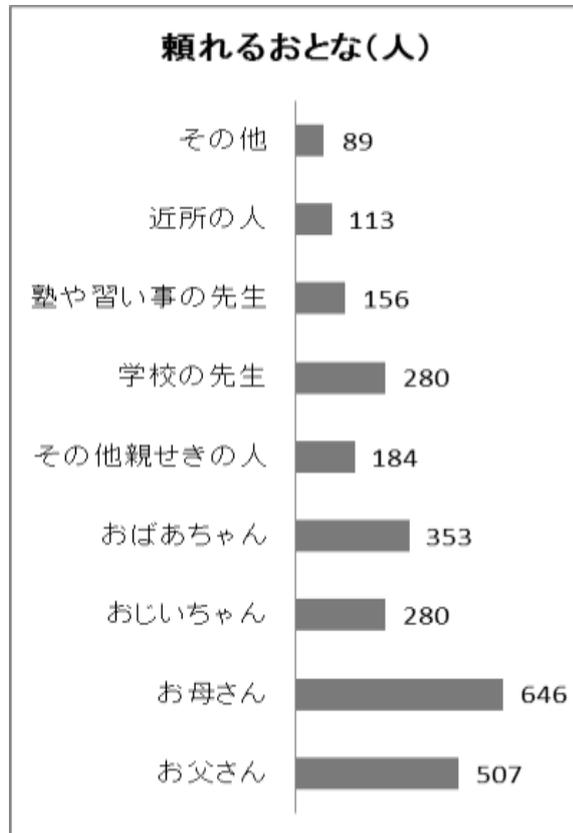


⑧自分の良いところについて  
「自分の良いところなんだと思いますか」(3つ以上挙げて下さい)  
3か所以上自分の良いところを記入した人は622名(77.9%)であった。自分の良いところに全く記入をしていない子どもは104名(13%)であった。  
良いところとして記載された内容は、「明るい」、「優しい」、「元気」、「健康」、「運動ができる」など性格や特技などであった。



人は47名(5.9%)となっている。  
頼れるおとなとして「お母さん」646人(81.0%)が最も高く、次いでお父さん507人(63.5%)となっている。

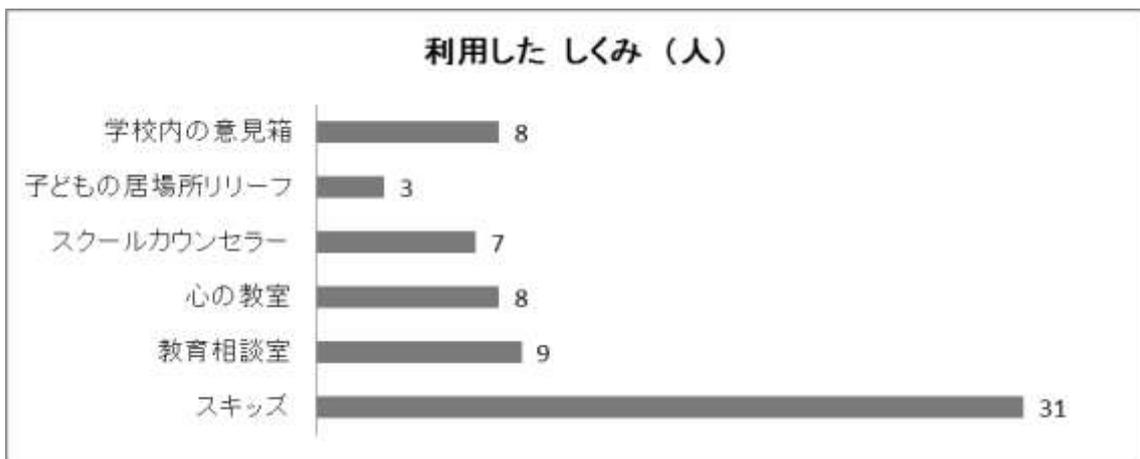
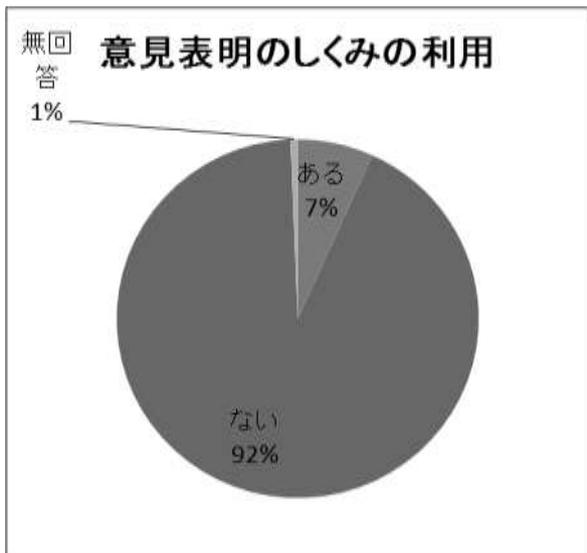
⑨信頼できるおとなの存在について  
「あなたの周りに頼れるおとなはいますか」  
頼れるおとなが「いる」と回答した人は、747人(93.6%)である。一方、頼れるおとなは「いない」と回答した



⑩ 志免町における子ども意見表明のしくみへの参加について

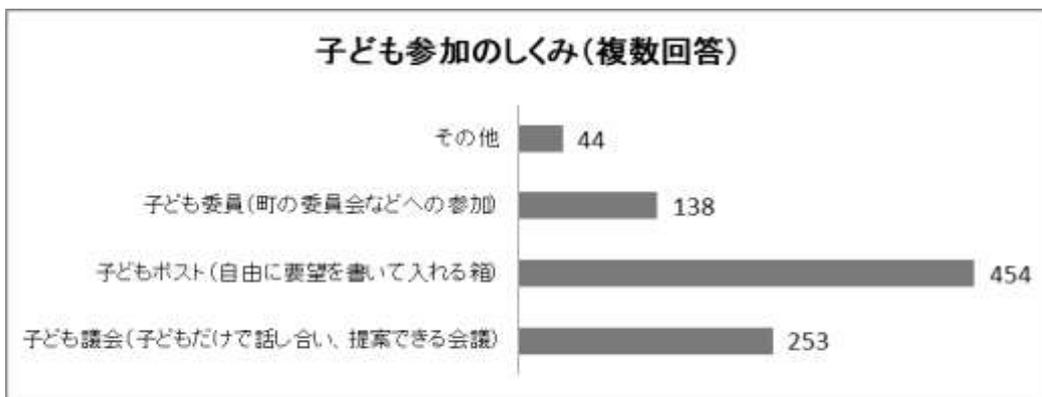
町や学校の「子どもが相談できたり、自分の意見を述べたりするしくみ」を利用したことがありますか。

「ある」と回答した人は54名(7%)、「ない」と回答した人は739名(92%)であった。利用したしくみは、スキッズが31人と最も多かった。



⑪ 志免町の子ども参加のしくみについてについて

「志免町をもっと楽しいまちにするために、子どもが参加できるどんなしくみがあったらよいですか。(いくつでも)」



子ども

ポスト（自由に要望を書いて入れる箱）454（56.9%）が最も多く、次いで子ども議会（子どもだけで話し合い、提案できる会議）253（32.8%）であった。自由記述では、小学生では、大人が入れない「キッズ地区」、子ども旅行、子ども遊び会、子どもだけの場所、中学生では、祭り、スポーツ大会、皆が参加して楽しめるところ、子どもだけの行事などが書かれていた。

### (3) 『子どもとの座談会』

日 時 平成25年5月27日 月曜日 午後2時半～3時15分

参加者 権利委員：橋山，山崎

子ども12人：男の子5人，女の子7人

#### 1 質問①

質問事項 日頃ゆっくりできていますか？

回答状況 ゆっくりできていないという回答が，ゆっくりできているという回答を上回った。ゆっくりできていないのは，宿題が多いとか，習い事が多い，帰りの会が長い，などが理由であり，要は課題が多く“自由に使える時間が無い”とまとめることができる。

その意味で，全体アンケート結果と重なる結果である。

#### 2 質問②

質問事項 皆さんがゆっくりする場所がありますか？

回答状況 家（友達の家も含む）と答えた子が多く，家以外では，学校の運動場や公民館があった。志免町には，「スキッズ」「リリーフ」などの施設があるが，小学生の場合，行動範囲が校区で区切られるため，校区外の子どもにとっては利用しづらい面があるようである。

逆に，校区内に少ない駄菓子屋，コンビニ，文具店，スーパーなど，買い物やプリクラができる所が欲しいとの声があった。

#### 3 質問③

質問事項 地域内で行われている夏祭りなどの行事を知っていますか？

回答状況 全員が「知っている」と回答し，参加しているとのことであった。また，地域内で行われている餅つき，廃品回収，ソフトボール大会，相撲大会など多くの行事に参加している実態が浮かび上がった。

#### 4 質問⑥⑦

質問事項 自分の考えがある場合に，人がそれとは違う意見を言った時に，きちんと聴くことができますか？

回答状況 多くの子は「できる」と答えた。

逆に，この場合，私は違うと「言える」と答えた子は1人だけだった。「言えない」と答えた子にその理由を尋ねると，“恥ずかしい”“友達だったら，友達じゃないと言われそう”“どうでも良いと思う（敢えて，自分の意見を主張する意味もない）”などがあつた。多くの子どもは，他人の眼を気にして十分に意見

を言えない傾向にあるようである。

質問事項 家で、お父さんやお母さんと考えが違う時、自分の意見をきちんと言えますか？

回答状況 皆、「言える」と答えた。この質問の際には、両親を比較して母が口うるさいという発言が圧倒的であったが、この場合も、母親に対しても自分の意見を言えると答えていた。

## 5 質問⑧

質問事項 自分の良い所を3つ以上、上げてみましょう？

回答状況 この回答の答えは男女によってはっきりと差が出た。男子は、自分の良い面を口に出して発言する傾向を示したが、女子は口籠もる子が多かった。“人の良いところを上げてみて”という質問に対しては、女子も含め活発に発言があった。“悪い面をあげよう”という質問をしたところ、興味深かったのは、良い面と悪い面がその子の性格を両方向からみていることだった（例えば、良い面：元気が良い、悪い面：騒がしい、といった感じ）。

女子の場合、小学校高学年になってくると、自分に対するマイナスイメージ、他人との比較、引け目などが出てきているように感じた。

## 6 質問⑨

質問事項 皆の周りに頼れる大人はいますか？

回答状況 全員が「いる」と答えた。お母さんとの回答が圧倒的に多く、お父さんと答えた子は1人だった。その他、複数回答を求めると、祖母、友人の母親、近所の人、さらに学校の先生があがった。

## 7 質問⑩

質問事項 志免町を楽しい町にするために、自分たちが企画から参加するにはどんな仕組みがあったらよいと思うか？

回答状況 企画に参加するという趣旨で、子ども議会など例に出して質問したが、あまりピンとこない感じであった。イメージをつかみ易いのは、要望・苦情受付のポストといった辺りであり、その場合には、自分も気付いたことがあったら意見などを書いて入れるという発言があった。

以上

### 3 各委員からひとこと

#### 志免町子どもの権利委員長 出川 聖尚子

第2期子どもの権利委員会では、志免町の子どもの意見表明や子どもの参加の状況を検証するということをテーマとしました。委員会では、子どもの参加や意見表明とはなにか、具体的なしくみとしてはどういうことを指すか、志免町では子どもの意見表明や参加の環境、意識はどうかを、委員会での議論、子ども関連施設の聞き取り、子どものアンケートの実施など多方面から検証を行ってきました。

検証を行っていく中で、「志免町子どもの権利条例」制定以降できたしくみや取り組みが見られる（この子どもの権利委員会もそうですが）一方、子どもの権利への理解はおとなも子どももまだ過渡期にあることがわかりました。

九州初の「子どもの権利条例」をもつ志免町が、子どもにやさしいまちとしてハードの面もソフトの面も整い、子ども自身が一層生き生きとしている姿が実現される町となることを願っています。

#### 志免町子どもの権利委員 橋山 吉統

子どもの権利条例があるということは、何と画期的なことでしょうか。

条例ができた以上、志免町の職員は、常にその条例に適った活動を行っているかを問われる。職員の方々にとって煩わしいことが増えた。これまでは、1つの事業を行う場合、単にその事業を計画どおり行えばそれで済んだ。もちろん、それ自体、大変なことであるが。ところが、子どもの権利条例ができるとそれだけでは済まされない。常に、その事業が、「子どもの権利」の視点を欠いていないか、「子どもの権利」の実現のため工夫すべき点はないか、その事業の企画に子どもを参加させる方法はないか、といったことを考えなければならない。時に“子どもの権利委員”という部外者に呼び出されて、「子どもの意見は聞いているのか」「どんな工夫をしているのか」と問われる。真面目に仕事をしているのに、「子どもの権利」という大変に難しい、とても大切な命題を突き付けられ、職員の方々は今も過重労働に堪えられている。

しかし、志免町の職員の方々は今、とても素晴らしい。こうした自らに負荷を課してまで、「子どもの権利条例」を作り、皆が一丸となって、その実現のために、行政のあらゆる場面に、その精神を浸透させようと努力されている。しかも、熱い思いを持って。とても頭が下がる思いである。こうした職員の方々のおかげで、志免町の子供達は権利を大切にしている。とても幸せだと思う。この流れを、隣の福岡市や糟屋郡全町にも、そして、福岡県、全国へと発信して欲しい。

志免町子どもの権利委員 吉岡 直子

第2期子どもの権利委員会について

2期目の子どもの権利委員会では、学校や保育所、学童保育、子どもの権利相談室（スキップ）を始め、子どもに関わる多くの施設を訪ね、お話を伺いました。また、小中学生対象のアンケート調査や庁内各部署との意見交換を行い、志免町の子どもの現状や町の施策について理解を深めることができました。

子どもの権利条例は、子どもがその権利を保障され一人の人間として大切にされることをめざし、志免町が「子どもにやさしいまち」になるための手だてを示すものです。「子どもにやさしいまち」は、子どもだけでなくどんな人にとってもやさしいまち＝安全で居心地の良い、心安らぐまちであるはずです。

現在、志免町のみならず地方自治体は財政面を始め厳しい状況に置かれています。子ども施策を全面的に展開することには困難がありますが、知恵と力を出し合って志免町の「子どもにやさしいまちづくり」が進んで行くことを心から願っております。

志免町子どもの権利委員 西村 恵子

私は、権利委員になったとき、志免町に子どもの権利条例が施行されたということは知っていましたが、では、それはどんなことかというのは恥ずかしながら詳しく知りませんでした。

幸いにも、委員をさせていただける機会をいただき、他の皆様の意見を聞いたり、子どもへのアンケート結果を検証したり、実際に施設の見学に同行させていただいたりして多くのことを学ぶことができ、とても勉強になりました。

現在、小学校、中学校、高校の3人の子育て真っ最中なのですが、我が子を含めた周りの子どもたちとの接し方に役立てて行きたいと思います。

子どもは沢山の意見を持っています。でも意見を聞ける環境がまだまだ少ないと思います。これから、その環境を作っていけたらいいと思いました。

そのためにも、条例の事を知らない人、よくわかってない人に伝えていこうと思います。大人も子どもも住みやすく、素敵な志免町を目指していきたいです。

本当に有り難うございました。

志免町子どもの権利委員 宮本 陽子

今、志免町は少子化の時代の中で、子どもの数が増え続けている数少ないまちです。

また「志免町は子育てしやすいよネ」という声もよく耳にします。

子どもの権利委員会の活動で、保育園、幼稚園などでお話を伺って、私もそれを実感しました。

「子どもに権利だなんて」と言う人もまだいますが、人として平等に与えられている「生きる権利」を守る。 まだ自らの力で、声で訴えることのできない子どもたちの権利は家庭・地域・学校など社会全体で守らねばなりません。そのためにも志免町子どもの権利条例をもっと理解してもらうための活動が必要であると感じました。

私自身が委員として、何ができたのか、明確に答えることはできませんが、この委員会で、学び・感じたことをいろんな場で、発信していくことができればと思っています。

志免町子どもの権利委員 牟田口 朱美

第2期まで委員を務めさせて頂き、私自身も「権利」について認識を深めることができました。子どもの権利の専門家である東海大の山下雅彦教授は“「はい」と言える素直な子どもになろう”と掲げられた標語を見て驚かれたそうです。なぜなら「いいえ」と言える子どもの方が素直では？と考えるおられるからです。勿論、ダメなことはダメと教えられるのも、子どもの重要な権利です。これは体罰でなく、対話によってのみ、与えられるべきものです。

子どもたちの一部には、感情をコントロールできない苦しさから粗暴な行動をする子どもいます。このような子どもに共通しているのは、家族や地域での会話が少ないことです。子どもを一人の人間として認め、子どもの声を聴ける大人に出会って来なかったのです。ここ志免町は、子どもへの支援が手厚いことが、近隣に知られてきて、子どもの数が増えています。町の宝である子どもたちが、更に輝きを増すように、微力ながら応援していきたいと思えます。

第2期の委員を務めさせていただいている3年間に、全国でも「子どもの権利条例」の制定に取り組む市町村が増えてきました。しかしその一方で、子どもが自ら命を絶つ事件も何度も報道されていました。その理由が子ども同士の「いじめ」などによるものだけでなく、「大人が自分をわかってくれない」という事例もあり、改めて大人がもっともっと本当の子どもを理解する必要があると感じました。

「子どもの意見をきく」というと、わがままを助長するのでは？と拒否反応をお持ちの方もいらっしゃるかもしれません。しかし、話してみると子どもならではの発想の豊かさや洞察力の鋭さに気づくでしょう。子どもが本当の気持ちを表現できる場をもち、その子の気持ちを受け止め、成長に合わせた助言を行う努力を私たち大人は忘れてはならないと思っています。志免町でこのような子どもの気持ちを受け止めることのできる大人が増えること、そして子どもたち自身もいろんな大人と関わって成長してくれることを心から願っています。



## II 資料

---



## 1 第2期委員会委員名簿

区 分	氏 名	団 体 等	備 考
識見を有する者	でがわ り さ こ 出川 聖尚子	熊本学園大学准教授	委員長
	はしやま よしのり 橋 山 吉 統	弁護士	
	よしおか な お こ 吉 岡 直 子	西南学院大学教授	幹 事
関係団体及び町民を 代表する者	おおくま かつのり 大 熊 勝 則	PTA 連絡協議会	
	にしむら けいこ 西 村 恵 子	PTA 連絡協議会	
	みやもと ようこ 宮 本 陽 子	児童委員・民生委員	
	むたぐち あけみ 牟田口 朱美	一般公募（教育委員）	
	やま さき ふゆ か 山 崎 冬 花	志免町子育てネットワーク代表	幹 事
教育関係者	かねこ まさえ 金 子 眞 恵 (H25.5.19 まで)	志免町立志免西小学校副校長	
	みつのぶ しょうじろう 光延 正次郎 (H25.5.20 から)	志免町立志免中央小学校教頭	

※幹事会は委員長、幹事2名で構成

## 2 委員会などの開催状況

	日 時	会議名	審議内容
2010年 (平成二十二年)	10月26日(火) 13:00~14:00	第1回 志免町子どもの権利委員会	・委員委嘱状及び町長あいさつ ・委員長の選出 ・自己紹介 ・子どもの権利条例、施行規則及び権利委員会の職務について(事務局による説明)
	11月30日(火) 10:00~12:00	第2回 志免町子どもの権利委員会	・第1期委員会活動報告 ・第2期委員会の進行について
2011年 (平成二十三年)	2月3日(木) 13:30~15:30	第1回 幹事会	・検証について ・第2期委員会の進行について
	3月31日(木) 13:30~15:30	第3回 志免町子どもの権利委員会	・「子どもの権利保障」の実態把握 ・検証について ・第1期報告に対する行政自己評価
	5月26日(木) 10:00~11:50	第4回 志免町子どもの権利委員会	・行政自己評価シート作成 ・検証テーマについて
	7月21日(木) 10:00~12:10	第5回 志免町子どもの権利委員会	・H22年度子どもの権利救済活動報告 ・H22年度子どもの居場所「リリース」活動報告
	10月27日(木) 13:30~15:30	第6回 志免町子どもの権利委員会	・行政自己評価結果 ・「子どもにやさしいまちづくり」の検証対象・方法について
	12月8日(木) 10:00~12:00	第7回 志免町子どもの権利委員会	・行政自己評価結果 ・「子どもにやさしいまちづくり」の検証対象・方法について ・「子どもに対する支援」施設視察について
2012年 (平成二十四年)	1月25日(木) 10:00~12:00	第8回 志免町子どもの権利委員会	・「子どもに対する支援」施設視察 子育てサポートセンター、にじいろポケット、なかよしパーク、パワフルキッズ、子どもの権利相談室、子どもの居場所リリース
	2月15日(水) 10:00~12:30	第9回 志免町子どもの権利委員会	・「子どもに対する支援」施設視察 町立・私立認可保育園、届出保育施設、幼稚園
	4月27日(金) 13:30~15:00	第10回 志免町子どもの権利委員会	・「子どもに対する支援」施設視察 町立小学校、学童保育所、町立中学校「心の教室」

	日 時	会議名	審議内容
2012年 (平成二十四年)	7月6日(金) 10:00~12:00	第11回 志免町子どもの権利委員会	・「子どもの意見をくみ取る仕組み」の検証について
	9月19日(水) 10:00~12:00	第12回 志免町子どもの権利委員会	・H23年度子どもの権利救済活動報告 ・子どもの権利相談室での子どもたちの様子について
	11月9日(金) 10:00~11:40	第13回 志免町子どもの権利委員会	・学校評価について ・子どもの権利相談室での子どもたちの様子について ・子どもへの調査について (インタビュー・アンケート)
	12月7日(金) 10:00~12:10	第14回 志免町子どもの権利委員会	・調査項目について ・調査対象・方法について
2013年 (平成二十五年)	1月18日(金) 10:00~12:00	第15回 志免町子どもの権利委員会	・調査項目について ・調査スケジュールについて
	2月19日(火) 10:00~12:00	第16回 志免町子どもの権利委員会	・子どもへのアンケート最終確認 ・子どもへのインタビュー(対象、方法)について ・検証の振り返り
	3月5日(火) 10:00~12:00	第17回 志免町子どもの権利委員会	・行政自己評価に対する各委員の意見 ・検証の振り返り
	5月20日(月) 10:00~12:00	第18回 志免町子どもの権利委員会	・「志免町子どもアンケート」結果検証 ・行政自己評価担当課との意見交換について (内容の検討)
	6月24日(月) 10:00~12:00	第19回 志免町子どもの権利委員会	・行政自己評価担当課との意見交換 ・子どもとの座談会の報告 ・第2期報告書内容検討
	7月29日(月) 10:00~12:00	第20回 志免町子どもの権利委員会	・第2期報告書内容検討 ・検証のまとめについて
	8月28日(水) 10:00~12:00	第21回 志免町子どもの権利委員会	同上
	9月13日(金) 13:30~15:30	第22回 志免町子どもの権利委員会	同上
	9月24日(火) 10:00~12:00	第23回 志免町子どもの権利委員会	・町長あいさつ ・第2期報告書確認

### 3 子どもの権利委員会だより（「広報しめ」より）

【2011年1月号】

#### 第1回 志免町子どもの権利委員会だより

志免町子どもの権利委員会委員長  
出川聖尚子（熊本学園大学准教授）

10月から第2期子どもの権利委員会が結成され、委員長を務めることになりました。どうぞよろしくお願ひします。

九州初の子どもの権利条例が志免町に制定されて4年目を迎えました。前委員会からの課題として条例の周知が挙げられています。子どもに子どもの権利を伝えていくことは大人にも覚悟が必要です。子どもの大ことを決めるときには子どもに意見を聞く、子どもの疑問に子どもが納得するまでやりとりをするなど…手間と時間が欠かせません。こうした経験が積み重ねられることによって子どもは、自分の存在（思いや考え）が大切にされていると感じ、自分の意見を持ち、自分の人生を自分で決定できる力などを身につけることでしょう。

町民の皆さまにも「志免町子どもの権利条例」について今後一層関心をもっていただけたら幸いです。

【2011年7月号】

福岡県弁護士会では、非行少年の付添人活動に積極的に取り組んでいます。その最も画期的な取り組みが、平成13年2月に始まった「全件付添人制度」で、保護措置を取られ身体拘束を受けたすべての少年を対象として弁護士付添人を選任する。というものです。この費用は、国からは出ません。少年自身から貰うこともほとんど不可能です。結果、弁護士が自ら毎月5000円ずつ積み立てを行って賄っています。文字どおり手弁当です。この制度の導入の結果、10年前には2割程度だった付添人選任率が9割を超えました。

非行を犯す少年の多くは、保護者や周囲の大人から大切にしてもらった経験に乏しく、中には親から虐待を受けるなど、その人格を否定され続け、自分は駄目な人間、無価値な人間だと思込んでいます。

だから、自分自身を大切にできない。自分が大切な存在だと思っていない子どもに、どうして他人を大切にしろと言えるでしょうか。その意味で、「非行を犯した少年の多くは、非行の場面では加害者であっても、非行以前には被害者である」と言えると思います。それは、最も「子どもの権利」を否定されている存在だと思ひます。

そこで、私たち弁護士は、非行少年に対する付添人活動を通じて、少年の権利を回復し、他人を大切にすることを芽生えさせ、少年が社会に復帰できるよう、手弁当でも頑張ってきたのであり、これからも頑張ります。



#### 「非行少年に対する付添人活動」

志免町子どもの権利委員 橋山吉統（弁護士）

志免町子どもの権利委員会だより【第2回】

【2011年10月号】

この度、子どもの権利委員会を務めることになり、権利と義務について改めて考えました。

大人も子どもも人は皆、人として人間らしく生きていく権利、自分の意見・要望などを主張する権利を持つています。また、自ら発信することのできない幼い子どもたちの場合は親や地域の人たちが代わってその権利を守ってあげなければなりません。

今、テレビ・新聞などでも報道されているように自分勝手にわがままな要求をしてくるモンスタール・ペアレントと言われる間違った権利意識を持った大人が増えてきているのも事実のようで、そのような環境で育った子どもたちにもそのまま受け継がれていくのではと危惧されます。

子どもの権利条例を意義あるものとするには、大人に正しく理解してもらうことが重要ではないでしょうか。人間は一人では生きてはいけません。いろんな人に支えられて生きていくことを心におき、常に他者のことを考えながら生きていくことが必要で、ひいてはそれが自分の権利を守ることに繋がっていくのではないかと思います。

志免町子どもの権利委員会  
だより 【第3回】

志免町子どもの権利委員

宮本陽子（民生児童委員）

【2012年8月号】

## 【第4回】志免町子ども の権利委員会だより

志免町子どもの権利委員

志免西小学校副校長 金子 眞恵

平成22年度から町内小中学校を代表して「志免町子どもの権利委員」を務めさせていただいています。5年前に制定された「志免町子どもの権利条例」に基づいて、委員会では、志免町が実施している子どもに関わる事業内容をリストアップし、施設見学などを行いながらその機能を検討しています。0歳から18歳までの子どもたちを見守り、ケアする幅広い事業内容を知ること、改めて「子どもの権利」が保証されることの大切さを感じています。

学校ではどの子どもも安心して学校生活を送り、一人一人が生き生きとその子らしさを表現できる環境を整えることが使命と考え、一層の努力を行っていきたくと考えています。

私たち大人は、自分だけでなく他人も同様に大切にすることを子どもに教える道標の役割を負っていると考えます。人権が損なわれる事象に出会った時、敏感にセンサーが働く心豊かな子どもを育てたいですね。そのために広い視野で、子どもにかけられる言葉を選び取れる大人でありたいと考えます。日常の何気ない言葉が子どもの心に蓄積される責任を感じながら過ごしていくことが大切です。

【2012年10月号】

## 子どもの権利委員会だより

志免町子どもの権利委員

志免町子育てネットワーク代表 山崎 冬花

私が子育てをしていて、難しいなあと感じるのは、子どもを行儀よくさせることも勉強ができる子にすることもなく、子どもの心を豊かに育てることです。

日本の子どもたちの自己肯定感は、他国と比較すると断然低いのです。それはどうしてなのでしょう。子ども自身があるままの自分を好きでいて、「自分がこの場にいる価値のある存在だ」と感じて生きていけるように育てるにはどうすべきなのか、親としての態度を振り返り反省する毎日です。

また同時に、周りの人たちに支えられ、親の足りないところを補っていただいていることに感謝もしています。アフリカに「子ども一人育てるには村中の人が必要」ということわざがあるそうです。子どもがいるいないに関わらず、全ての大人が子どもの心を育てることの大切さを認識し、我が子だけでなく全ての子どもに関心を持つ世の中であって欲しいと願っています。

どうぞ、皆さんの周りにいる子どもたちをよく見て、声に耳を傾けてください。そして、優しいまなざしと言葉をかけてください。どのような大人に成長するかは、子どもである時代に他者との関わりでどのような体験をするかということにかかっているのではないのでしょうか。

【2013年1月号】

## 子どもの権利 委員会だより

志免町子どもの権利委員

吉岡直子

(西南学院大学教授)

「待つてくださあいー」

電車の先頭車両で発車を待っていた時のことです。人の少ない午後、車内もコンコースも閑散としていました。そこにバタバタと足音、「待つてくださあいー」と息せき切った幼い声。足音は運転室の前で止まり、「お母さんが来るので待つてくださあいー」返事は聞こえませんが、運転手さんはきくと「大丈夫。」と言ってくれたでしょう。発車時間まであと2分もあります。声の主はすぐ来ますから、発車しないで待つてくださあいー」と必死の様子。車内の人々の表情が緩み、空気が和らいだ気がしました。そこへ大きな荷物を持ったお母さんが到着し、一件落着です。やっと乗り込んだのは、顔を真っ赤にした3、4歳の女の子でした。「私がやらねば。」とがんばったに違いありません。

人は誰かから頼りにされて大きくなりません。彼女は今日、大人を介してではなく、直接に社会と関わったのです。お母さんを守っているようなその姿は、意気揚々として見えました。

志免町子どもの権利委員

牟田口 朱美（志免町教育委員）

「子どもの権利について」

「子どもには遊ぶ権利・叱られる権利・親の夫婦喧嘩をやめさせる権利がある」と大正期に社会運動家の賀川豊彦は明言しています。

子どもは遊びの中で自主性・社会性・運動能力・意欲を獲得します。いわゆるキレる子は家族や仲間との遊びが不足し、心の根底には「自分は誰からも必要とされていない」という孤独に由来する恐怖があります。子どもは本来、大人が考える以上に社会を見ていて、人の役に立ちたい、親を喜ばせたいと思っています。

しかし、いま大人は生活に追われ、心の余裕を失っています。子どもを体罰（刑法204条傷害罪などの罪にあたる可能性がある。）や暴言によって支配しようとするば、それは必ず自分に返ってくることを忘れてはなりません。

今の時代に珍しく、子どもが増えている幸せな志免町は、第5次総合計画の柱の一つに「未来の担い手と共に育つまち」を掲げ「子どもが明るいまち」を目指しています。まずは身近にいる子どもたちに声をかけてみませんか？ 難しく考えず一緒に将棋や手芸などで遊ぶことからいいのです。

国連子どもの権利委員会は勧告しています、「日本の子どもは休息と気晴らし、遊びと文化・芸術的生活に参加する権利を脅かされている」と。この状況を変える動きは、志免町から始まるかも知れません。

【2013年3月号】

【2013年5月号】

## 子どもの権利委員会だより

志免町子どもの権利委員 西村 恵子（志免町PTA連絡協議会）

私は平成22年から志免町子どもの権利委員をしており、この委員会に参加することによって大いに学ぶ事がありました。

「子どもの権利ばかりを尊重していたのでは、子どもがわがままになってしまう」と考える方がいると思います。でもそれは、権利そのものに対する考え方が基本的に間違っています。権利というのは、やりたい放題できるというものではなく、お互い人間として尊厳をもって生きていくには何が必要か、もしお互いの意見が衝突する時には、どういう基準で調整すればいいのか、その判断基準として人権や権利があると考えられます。

子どもが自分の意見を言う。大人はそれを聞き、肯定したり、意見が違う場合は納得するまで話し合ったりする。これは子どもが成長して行く上でとても大事なことです。大人の十分な愛情や支援を受け、大事にされて育った子どもは、自分が大切にされていると感じ、思いやりがあり他人を大事にできる人、他人と自分の存在を共に認めて尊重できる人となり、いつか社会の一員となった時、次の世代の子どもに自分が大事にされたのと同じように関わってくれると思います。このような素晴らしい条例がある志免町で子育てできることを誇りに思っています。

#### 4 「子どもに対する支援施設」の視察先

##### ★視察先候補

##### ※0歳から5歳

- ①届出保育園 ②幼稚園 ③託児室 ④認可保育園(町立・私立それぞれ1園ずつ)
- ⑤育児サークル ⑥サポートセンター ⑦パワフルキッズ
- ⑧虹色ポケット・なかよしパーク

##### ※6歳から12歳

- ①学童保育所(支援者)
- ②町内小学校(先生と子どもに聞く)
- ③地域子ども教室(コーディネーター)
- ④PTA ⑤子ども会

##### ※13歳から15歳

- ①町内中学校(先生と子どもに聞く)
- ②リリーフ
- ③心の相談室

##### ※その他

- ①民生委員(主任児童員)町内会のことも含めて
- ②スキップ
- ③元気ハウス
- ④図書館

### 子どもに対する支援施設視察（視察先詳細）

	施 設 名	施設利用対象者	施 設 の 内 容
①	子育てサポートセンターしめ （総合福祉施設シーメイト内）	おねがい会員（子育ての手助けをしてほしい人）	おねがい会員（子育ての手助けをしてほしい人）と、まかせて会員（子育ての手助けをしたい人）との有償で会員制の援助活動組織。子育ての悩みや疑問などの相談を電話や面談で行います。
②	虹色ポケット （総合福祉施設シーメイト内）	0歳児から小学生までの子どもと保護者	親と子どもが安心して遊べる室内空間。絵本や室内遊具を設置。授乳室もあります。
③	なかよしパーク（公園施設） （総合福祉施設シーメイト内）	どなたでも利用可能です	屋外の広場です。カラフルな遊具や滑り台、アスレチックなどがあります。
④	パワフルキッズ （総合福祉施設シーメイト内）	就学前の乳幼児で発達支援を必要とする子どもと保護者	乳幼児発達支援施設です。就学前の乳幼児発達支援を目的とした保護者と子ども（0歳～6歳）の療育指導と訓練を行っています。
⑤	スキッズ（子どもの権利相談室） （総合福祉施設シーメイト内）	子ども（18歳までの児童、生徒）と保護者などの大人	子どもや大人からの子どもについての相談を相談員が受け、権利侵害などに該当する場合は、専門家の子どもの権利救済委員が引き継いで対応しています。
⑥	子どもの居場所「リリーフ」	中学生以上18歳未満の子ども	子どもの権利条例に基づき設置された安心できる子どもの居場所です。子どもの生き方を支援したり、子どもの自主性を啓発、向上させるための事業を行っています。
⑦	私立志免中央幼稚園	満3歳児～就学前の子ども	教育基本法、学校教育法に基づく幼児教育を行っています。
⑧	空とぶくじら幼稚園	0歳児～5歳児	届出保育園。認定子ども園。

	施 設 名	施設利用対象者	施 設 の 内 容
⑨	私立タンポポ保育園	0歳児～5歳児	私立認可保育園。
⑩	町立南保育園 (一時預かり、特定保育)	0歳児～5歳児 (一時預かりは満1歳～就学前) (特定保育は満6ヶ月～満3歳まで)	町立保育園、特定保育は仕事の時間に合わせて希望の時間帯で子どもを預かります。短期保育86時間まで、長期保育108時間の中で保育が必要な時間帯。
⑪	町立志免東小学校	6歳～12歳	年2回子どもと担任の教育相談を行っています。 心の相談ポストを保健室前に設置しています。
⑫	志免東学童保育所	小学1年生～小学3年生	共働きの家庭やひとり親家庭の子どもたちの放課後と学校休業日の生活を守る役割を果たしています。
⑬	町立志免中学校 「心の教室カウンセリングルーム」	志免中学校生徒	生徒のカウンセリングを行っています。